

『世界法廷プロジェクトにおけるアオテアロア/ニュージーランド』(ケイト・デューズ、ロバート・グリーン著、軍縮と安全保障センター発行)翻訳に当たって

近藤真

(2008年6月30日受理)

On the Translation in Japanese of “ **AOTEAROA / NEW ZEALAND AT THE WORLD COURT** ” by Kate Dewes and Robert Green, foreword by the Rt. Hon. David Lange, published by the Disarmament and Security Centre, New Zealand, 1999 .

Makoto KONDO

ニュージーランド憲法体制における平和主義を語る上で、ニュージーランド国民の反核平和運動を語ることは極めて重要である。そしてニュージーランド反核平和運動のイニシアチブにより着手された、国際司法裁判所(ICJ)に核兵器の違法性を問うための、1993年以降の世界法廷プロジェクト運動は、国際法と国際政治における反核平和の歴史における金字塔を打ち立てたと言ってよい。

みごと ICJ は、「核兵器は一般的に国際法違反である」との勧告的意見を出した。しかし、但し書きで、「ただし、自衛のための極限状況では合法とも違法ともいえない」とものべ、やや曖昧であるが、しかし、それでも法的帰結としてこれが軍人に与える効果は絶大であると元英国海軍中佐のロバート・グリーン氏は説く。なぜならば、勧告的意見は、極限状況でも合法とは言い切れなかったもので、合法性が命の軍人にとって核攻撃のボタンは押せば、ニュルンベルク裁判の判例原則に従い違法な命令は拒否しなければ個人的な責任を問われ、命令者と同罪となるので、国際司法裁判所で有罪を言い渡され処刑されるかもしれないと考えざるを得ないので、軍人としては、ボタンは押せなくなったのだと言うのである。こうして核戦争はやりにくくなった。いやもはやできなくなったと言ってよいであろう。したがってその効果の絶大さによってこの判決を導いた世界法廷プロジェクト運動は世界史的な金字塔を築いたと言ってよいのである。

ここで翻訳する、ケイト・デューズ、ロバート・グリーン著、『世界法廷プロジェクトにおけるアオテアロア/ニュージーランド』(軍縮と安全保障センター発行、1999年、“ **AOTEAROA / NEW ZEALAND AT THE WORLD COURT** ” by Kate Dewes and Robert Green, foreword by the Rt. Hon. David Lange, published by the Disarmament and Security

Centre, New Zealand, 1999) は、1999年5月15日のハーグ世界平和会議に向けて出版された世界法廷プロジェクト運動の意義を語るブックレットである。

(ちなみにこの世界平和市民会議で決議されたハーグ10原則の第1条は「日本国憲法第9条が定めるように世界諸国の議会は政府が戦争することを禁止する決議を採択すべきである。」と定めたことで非常に重要であるが、全世界から集結した反核平和運動の1万人の代表者の全員が、史上初めて9条の世界史的意義を確認した瞬間だった。ケイトさんやロブさんを始め、全世界の平和勢力は、日本国民が9条を捨ててしまうのではないかと固唾を呑んで日本の護憲勢力の活動を注視している。日本語版への序文を参照してください。)

この著者であるケイト・デューズ氏およびロバート・グリーン氏の二人は、ニュージーランド反核平和運動のリーダーであると同時に、全世界の反核平和運動を糾合する国際平和ビューローの副会長同士であり、それを通して結婚もしたのであるが、世界法廷プロジェクト運動を世界に提唱し、核大国によるいかなる妨害をも撥ね退けて極めて粘り強い運動を、国際連合を舞台とした国際社会に組織し、ついに国際司法裁判所から核兵器の違法性を確認する勧告的意見を引き出すことに導いた功労者であるが、このブックレットにおいて語られた世界法廷プロジェクトの意義は日本国民にとっても極めて重要であり、どうしても訳出しておく必要があった。

ほんらいなら、国際政治や国際法の専門家が訳出したほうが良いのであるが、いつまでも待てなかったので、不十分ながら私が訳出し、岐阜大学の紀要の場を借りて公刊することにした。翻訳は、大学院を目指す4年生の語学訓練をかねて、2008年6月現在、私の地域科学部憲法ゼミの4年生のゼミナリストの一人である小牧亮也君がまず下訳を作り、私が監修して完成させた。したがって、責任は全て近藤真にある。また著者の二人から今回の日本語訳公刊を記念して序文をいただいたので、合わせて訳出する。

国際法におけるニュルンベルク諸原則

ニュルンベルク裁判所条例および当該裁判所の判決において承認された国際法の諸原則—1950年の国連国際法委員会第2会議（6月5日～7月29日）で採択された。

原則1

国際法上の犯罪を構成する行為を犯した者は、それ故に責任を負い、処罰に服すべきである。

原則2

国際法上の犯罪を構成する行為に対し、国内法が罰則を科さないという事実があるからといって、その行為を犯した者が国際法上の責任から免れるわけではない。

原則3

国際法上の犯罪を構成する行為を犯した者が、その行為を国家元首または責任ある政府の官吏として行ったという事実があるからといって、その者が国際法上の責任から免れるわけではない。

原則4

ある者が、彼の政府又は上官の命令に従って行動したという事実は、もし道徳的選択が事実上可能であったならば、その者を国際法上の責任から免れさせない。

原則5

国際法上の犯罪で告発された人は、事実と法に基づく公正な裁判を受ける権利がある。

原則6

以下に並べられた犯罪は、国際法による犯罪として、罰することができる。

a. 平和に対する罪

- i. 国際条約、協定または保証に違反する侵略戦争、または戦争の計画、準備、開始、遂行。
- ii. (i)のあらゆる行為を遂行するための共同計画または共謀への参加。

b. 戦争犯罪

戦争法規または慣習の違反には、殺人、捕虜や航海中の者に対する虐待、人質の殺害、公私の財産の略奪、都市村落の理由なき破壊または軍事上の必要性によって正当化されない荒廃化を含むが、これらに限るものではない。

c. 人道に対する罪

平和に対する罪または戦争犯罪の遂行中もしくはこれらに関連して行われる、一般住民に対する殺人、殲滅、奴隷化、強制的移送、および政治的、人種的、宗教的理由による迫害。

原則 7

原則 6 に挙げられた、平和に対する罪、戦争犯罪、または人道に対する罪の犯行への共謀は、国際法上の犯罪である。

訳 近藤真監訳（近藤セミナー、遠藤絵美・杉崎亮・小牧亮也）

参考文献

①“*AOTEAROA / NEW ZEALAND AT THE WORLD COURT*” by Kate Dewes and Robert Green, foreword by the Rt. Hon. David Lange, published by the Disarmament and Security Centre, New Zealand, 1999)

②Kate Dewes, ‘*The World Court Project: The Evolution and Impact of an Effective Citizens’ Movement*’, PhD Thesis, Christchurch, 1998.

③テレビ番組 NHK スペシャル「核兵器はこうして裁かれた」NHK 広島放送局、1996年8月6日放送、1996年度文化庁芸術祭大賞(テレビ部門)受賞。

④NHK 広島核平和プロジェクト『核兵器裁判』NHK 出版、1997年。

⑤ロバート・グリーン『核兵器廃絶への新しい道---中堅国家構想』梅林宏道訳、高文研、1999年。

⑥ロバート・グリーン『検証核抑止論---現代の裸の王様』梅林宏道/阿部純子訳、高文研、2000年。

⑦ロバート・グリーン元英国海軍中佐「なぜ私は核廃絶の運動にはいったか(1,2・完)」近藤真他訳、岐阜・2001年の会会報、113、114号、1998年11、12月号。

⑧ケイティ・デュース前カンタベリー大学講師「非核の世界めざす共同活動(1,2・完)」近藤真他訳、岐阜・2001年の会会報、115、116号、1999年1、2月号。

⑨ケイト・デュース、ゾール・デ・イシュター編『非核と先住民族の独立をめざして』岩崎裕保他訳、現代人文社、2001年。

⑩David Lange ” *Nuclear Free ---The New Zealand Way*” Auckland, NZ: Penguin Books,1990.(邦訳 デービッド・ロンギ『非核 ニュージージーランドの選択』国際非核問題研究会訳、平和文化社、1992年)。

⑪浦田賢治「ハーグ市民社会会議の憲法学的課題---『日本国憲法第9条の定めるように』とはどういう意味か---」『21世紀の立憲主義(杉原泰雄古稀記念)』勁草書房、2000年。

⑫朝日新聞大阪本社「核」取材班『裁かれる核』朝日新聞社、1999年。

世界法廷におけるアオテアロア／ニュージーランド

ケイト・デュース、ロバート・グリーン著
序文：デイヴィッド・ロンギ閣下著

目次

日本語版への序文

謝辞

デイヴィッド・ロンギによる序文

世界法廷の背景

はじめに

先駆的発案 1945-63

核実験に対してフランスを訴える 1970-74

アオテアロア／ニュージーランドは核兵器を違法化する 1984-87

世界法廷プロジェクトの進展 1986-92

世界保健総会は勧告的意見を要求する 1992-93

国連総会は核抑止論と戦う 1993-94

フランスは被告席に戻る 1995

勧告的意見の口頭手続き 1995

世界法廷判決 1996

おわりに

参考文献

略称

著者紹介

日本語版への序文

ケイト・デュース、ロバート・グリーン

私たちが、「世界法廷におけるアオテアロア／ニュージーランド」を出版してから約 10 年が経つが、近藤真教授がこの日本語版を立案してくれたことに、私たちは大変光栄に思う。

この小冊子は、1998 年に完成した、ケイトの博士論文「*The World Court Project: The Evolution and Impact of an Effective Citizens' Movement*」を要約したものである。その論文において、ケイトは、ニュージーランド人や国際市民組織の小さなネットワークが、国連総会に対して、国連安保理の 5 つの常任理事国の核抑止政策に戦いを挑むように説得することにおいて、どのようにして中心的な役割を演じたか、というスリリングな物語を記録に留めた。その運動は、1994 年に、110 の非同盟運動諸国が、ハーグにおかれた別の国連機関であり、世界法廷として知られている国際司法裁判所の勧告的意見を要求する総会決議を導き出すように勇気づけることにより、このことを成し遂げたのである。

国際司法裁判所が、1996 年 7 月 8 日に、使用はいうまでもなく、核兵器による威嚇をも、一般的に違法であるという判決を確かなものとしたとき、世界中のすべての反核運動は、興奮と励ましの驚くべき高まりを感じた。広島と長崎における核虐殺の 50 周年のちょうど 1 年後に、国連機関が「われら人民は、戦争の惨害から将来の世代を救うことを決意した」という心からの訴えに応答した積極的な証拠が、ここにはあった。

国連憲章のはじまりの言葉の完全な意味を、日本の「ヒバクシャ」以上に理解している人はほとんどいない。したがって、1995 年 10 月に、広島と長崎の市長が、国際司法裁判所の前で、背景についての証言し、生存者の大きな代表団のかすかなすすり泣く声も出たほどであるが、そのときこそが特別に力強い契機となった。私たちは、これらの勇気ある日本の市民が世界法廷プロジェクトに参加する私たちを鼓舞したことに、賛辞を呈したい。

さらに、350 万を超える民衆の良心宣言が、日本から国際司法裁判所に提出された——これは、他のいかなる国をもはるかに上回る数であった。疑いなく、核兵器の違法性を求める主張を支持する「市民の証言」への日本の寄与は、国際司法裁判所の 14 人の裁判官の多数派が、アメリカ、イギリスおよびフランスからの、総会の要求を拒絶するように仕向ける相当な圧力に対して、敢然と立ち向かう決意を強める重要な役割を担ったのである。

世界法廷プロジェクトは、自らの領域の非核化を宣言したニュージーランドの経験から

発展したものである。昨年、私たちは、非核および軍縮ならびに軍備管理に関する法律の20周年記念を祝った。これを達成した運動は、アメリカ、イギリス、フランスの太平洋での核実験による健康や環境への影響に対する民衆の不安、および広島、長崎に対する原爆投下に起源をもつものである。さらに、ニュージーランド人は、1970年代後半の神戸市民のリーダーシップにより、アメリカおよびイギリスの核武装し、核動力を備えた軍艦の入港に対して怒り、行動を起こすよう鼓舞された。このようなニュージーランド人の健康的および経済的な福祉を危険にさらすような、彼らの同盟国や友好国による傲慢な行為は、次のような事実に注目させた。すなわち、3つの西側の核大国は、冷酷にも、悲劇的な健康問題や環境被害を引き起こす核実験により、太平洋の原住民に対して、新たな植民地主義の形態を押しつけたのである。

核兵器の人的影響に関する民衆の教育は、地域の平和組織や教師団体により、学校を含めたニュージーランドの至るところで高まった。広島と長崎の記念日は、生存者により提供された写真や物語、絵画を使う地域の教育や地域のメディアのイベントで記念行事が行われた。私たちは、非核政策を採用するという約束をした、ニュージーランド労働党の新たな指導者であるデイヴィッド・ロンギが、1984年の選挙における地すべり的な勝利を得るほどに、どれほど反核運動が成功したものであったか、ということについて詳しく述べた。

平和運動は、今度は、カリスマ性のある若い首相の支持を受けて、すぐに動員されねばならなかった。ロンギは、ニュージーランドが、自らの安全のために拒絶した、核抑止という暴政の新たな側面を発見した。後に、彼は、自らの著書『非核 ニュージーランドの選択(Nuclear Free-The New Zealand Way)』(Auckland, NZ: Penguin Books, 1990)のなかで、次のように述べた。

ANZUS（オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ）同盟の一員による核実験は、核抑止論に対する信念に基づくものであった。ニュージーランドが、核抑止論の正体を見破ると、そこには、他のいかなる核実験も存在しなかった。核抑止論に基づく核実験に対応するには、民主主義であるだけでは不十分であり、また、NATO やアメリカに対して友好的であるだけでも、不十分であった。あなたたちは、同盟国であるためには、核抑止論に同意し、核抑止論の正当性を証明しなければならず、そして、核抑止論の危険を共有しなければならないのであった。ニュージーランドによる核抑止論の拒絶という明らかな事実にもかかわらず、われわれの外交官は、継続的に、アメリカおよびその同盟国に対して、われわれが西側諸国の価値を放棄していないということの説得に努めていた。われわれが ANZUS の一員であることは、あまりにしばしば、われわれを核抑止論への譲歩に導き、あまりに頻繁に、われわれ自身の本当の利益を無視させる原因となっ

たのである。核抑止論は、ニュージーランドに対して、本当に持つべき価値のあるものを、何ももたらしはしない。核抑止論は愚か者の幻想である。

1985年のオックスフォード大学学生組合での有名な討論会において、アメリカの信心深い原理主義者であるジェリー・ファルウェルに対して、ロンギは次のように述べた。

「核兵器を支持する倫理的な主張は存在しない。核兵器の存在や、その使用の脅威からできる最高の抗弁は、核兵器は必要悪であり、望ましい目的に対して嫌悪感を起こさせる手段である、というものである。私は次のように考える。すなわち、核兵器の性格は、諸悪のなかの最たるものであり、われわれに、悪が事実上存在しないときに、悪が必要であるという信念をもたらすのである。全世界を脅して譲歩を無理強いすることは、倫理的な目的としては奇妙で、疑惑に満ちたものである。」

ニュージーランドにより採用され、デイヴィッド・ロンギにより首尾よく擁護された立場は、核兵器に反対する倫理的主張の核心であった。彼は次のように書いた。「いかなる国民も、惑星を荒廃させる能力をもつという倫理的な重荷を背負うべきではない。」

20年が過ぎて、私たちができることは、非核法の存続を祝うことだけではない。ANZUS賛成のニュージーランド政府およびアメリカの行政府の双方からの多くの挑戦を払いのけて、現在のニュージーランドの外相であるウィンストン・ピーターズが、2007年11月に、非核の立場は、アメリカおよび中国両国との関係において、利点になることを確認したとき、私たちは驚き、そして喜んだ。ピーターズは、コンドリーザ・ライス国務長官に対して、北朝鮮の指導者との最近の会談についての概要を伝えるためにワシントンを訪問した。彼は、北朝鮮のパク・ウィチュン外相に対して、次のように伝えた。すなわち、ニュージーランドは、反核国家として、独立した立場で軍縮問題を議論するためにやってきたのである。その一年前に、中国は突然、ニュージーランドに対して、北朝鮮と、アメリカ、ロシア、中国、韓国および日本との間の6カ国協議における主要な参加者との非公式の集会に参加するように招待した。

近藤教授の発案により、多くの日本の市民は、どのようにして、普通のニュージーランド人が、アメリカ政府やアメリカ国民と良き友人でありながらも、アメリカ同盟国の核戦争計画への依存から自由になる運動を進展させたか、ということについて学ぶことができよう。私たちはまた、日本国憲法9条を守ることを決意する、勇敢で、平和を愛する日本国民に対して、私たちの成功談をささげる。おそらく、ここには、日本だけでなく、太平洋のすべての人々にとって、将来の真の安全のための重要な戦いにおいて、有用なものとして採用することのできるいくつかのアイデアがあろう。

謝辞

この小冊子は、1999年5月11日から15日まで開かれる平和のためのハーグ・アピール市民の100周年会議に貢献するものである。その会議は、アオテアロア／ニュージーランドの反核の歴史の一部に、とりわけ世界法廷を促進し活性化させる機会を特別に与える。それは、より広い世界で、世界法廷が共有されるようにするためである。

寛大にも以下の方々により写真、漫画、その他の図画の複写の許可が与えられた。ローレンス・クラーク、クリス・キング、デイヴィッド・ロンギ閣下、デイヴィッド・モーガン、トム・スコット、ギャリック・トレメイン、アリソン・クエンティンバクスター、ニュージーランド郵便局、アレクサンダー・ターンブル図書館、ニュージーランド国立図書館、アオテアロア・テ・プナ・マタウランガ図書館、NZヘラルド、ザ・プレス、オークランド平和団体、マーティン・ダンカートン、ポーリン・タンギオラ。私たちは、平和および軍縮教育基金により製作費用を補助して頂いたことに感謝の意を述べる。この基金は、「虹の戦士号」爆破事件後のフランス政府からの賠償金により設立されたものである。また、本文作成についてのアラン・ウェアとポーリン・タンギオラの助力にも感謝している。

この本は、世界法廷プロジェクトを成功へと導いたハロルド・エヴァンスとアラン・ウェアのビジョンや忍耐、勇気、経験に捧げられる。

序文

ニュージーランドは小国であり、遠く隔たったところにある。ニュージーランドは、理性と原則に頼らなければならず、主張をせずして影響力を持つことはない。

ニュージーランド人は、安全で、平和で、自立した世界を切望している。

第二次大戦後の平和は、間もなくして、北半球の核軍事力をもつ侵害者により破られた。その侵害者は、都合の良いように自らの国からなるべく離れて、大量破壊兵器の実験を行うことを選択した。

この出版物は、法の支配と理性の最終的な勝利を信頼し、平和を好む市民により感じ取られた情熱の記録である。それは、2大政党からなる歴代政府に対して、世界法廷の前で訴えを起こすよう説得した一般の人々による活動の物語である。それは、私たちに希望を与えるものとなるに違いない。

デイヴィッド・ロンギ
総理大臣 (1984 - 89)

世界法廷の背景

ハーグの平和宮殿におかれている国際司法裁判所（世界法廷として知られている）は、国際連合（UN）の主要な司法機関であり、国際法の諸問題を解決する最高の審判機関である。その管轄権については、国連憲章に統合された部分である国際司法裁判所規程により定められている。

国際司法裁判所は、世界の様々な法制度をもつ国から選ばれた 15 人の裁判官で構成されている。安全保障理事会および国連総会は、「徳望が高く、且つ、各自の国で最高の司法官に任ぜられるのに必要な資格を有する者又は国際法に有能の名のある法律家のうちから、国籍のいかんを問わず」（国際司法裁判所規程 2 条）9 年の任期で彼らを選任する。

彼らは、公平かつ誠実に職権を行使するという宣言のもとに存在し（国際司法裁判所規程 20 条）、国連総会により給与を支払われている。しかしながら、一般的な慣行として、たいいていの場合、国連安保理の 5 つの常任理事国の裁判官が選ばれている。

国際司法裁判所の 2 つの機能は、諸国家間の法的紛争（訴訟事件として知られている）を解決することと、勧告的意見を与えることである。安保理および総会は、いかなる法的問題についても勧告的意見を要求することができる。他の国連機関および専門機関（世界保健機関など）も、その機関の責任の範囲内における法的諸問題について、勧告的意見を要求することができる。

はじめに

私たちは、小さな諸国家の権利のために、世界中の世論にさらなる刺激を与え幅広い支持を得るために、この遠く隔たった世界の一部で起きていることを公にしたい。

ノーマン・カーク首相 (1973)

アオテアロア／ニュージーランド (A/NZ)¹は、その大部分がマオリ人とヨーロッパ人であるのだが、約 350 万人の人口を抱える南太平洋に浮かぶ小さな島国である。この小冊子は、2つの論争中の事件を国際司法裁判所（世界法廷としても知られている）に訴えるニュージーランド人の役割に光を当てるものである。つまり、1つ目に南太平洋における大気中での核実験、2つ目に核兵器による威嚇およびその使用の法的地位を明らかにするものである。

国際連盟の強力な支持者、かつ国際連合（UN）の設立における能動的な参加者として、アオテアロアは次のように主張した。すなわち、すべての国連加盟国は、他の平和的手段により解決されないいかなる紛争についても、国際司法裁判所（ICJ）に付託すること、およびその判決に拘束されることに同意すべきである。ICJは、国連総会に対して、南アフリカにおけるインド人の処遇やパレスチナ問題のような、当時起こっていた紛争の解決を手助けするために、世界法廷の勧告機能を使うことを求めている。ニュージーランドは次のように主張した。すなわち、もしこれらの諸問題が国際司法裁判所に付託されていたならば、「鍛えられた精神」は、

麦から殻を取り除いて、根本的な問題点を明らかにし、賛成または反対を表明し、そしておそらく、私たちが決心するよう手助けする指導的な原則の形を打ち立てることができたであろう²。

1945年から1995年の間に、アメリカ（US）、イギリス（UK）、フランスは、太平洋の島国およびオーストラリアにおいて、317発の核実験を行った。1973年に、健康および環境への影響についての民衆の関心が高まるのに応じて、A/NZとオーストラリアは、世界法廷に対して、ムルロア環礁におけるフランスによる大気中での核実験についての合法性を問題にするように求めた。その後の10年間に、パラオ（1979）、バヌアツ（1982）、ソロ

¹ アオテアロアはマオリ人による呼称であり、ニュージーランドはヨーロッパ人による呼称である。どちらも正式なものであり、互換性のあるものとして用いられる。

² Ministry of Foreign Affairs, *New Zealand Foreign Policy Statements and Documents, 1943-1957*, Government Printer, Wellington, 1972, pp. 194, 104-5, 302-8, 321-323, 460-461.

モン諸島（1983）およびアオテオロア／ニュージーランド（1984）は、それぞれの国の領域から核兵器を禁止し、1985年に、その地域は南太平洋非核地帯となった。

1986年に、ニュージーランド国民は、反核活動40周年の歴史を築き上げ、世界法廷プロジェクト（WCP）として知られるようになるものを発案した。これは、核兵器の合法性についての世界法廷の勧告的意見を、世界保健総会（1993）および国連総会（1994）の双方に要求させることに成功した国際運動に発展した。1996年7月8日に、国際司法裁判所は、「麦から殻を取り除き」、「根本的な問題点を明らかにし」た。それは、次のような歴史的な決定を下したときのことであった。

一般的に、核兵器による威嚇およびその使用は、武力紛争における適用可能な国際法の諸原則、とりわけ人道法の諸原則および諸規定に違反するものである。

そして、

厳格かつ効果的な国際的コントロールの下で、核軍縮の完全実施へと導く交渉を誠実に追求し、その交渉を結論に至らせる義務が存在する。

先駆的発案：1945 - 63

私たちは、関係各国間での同意にもとづいて、すべての分野における監視のための手段により、核実験を中止すること、核兵器のさらなる生産を完全に禁止すること、および現存する在庫を放棄することを主張する。 ウォルター・ナッシュ首相（1958）³

ニュージーランド人は、国際司法裁判所の設立および核兵器の禁止を支持する先駆けとなった。例えば、クライストチャーチ出身の女性たち——彼女たちは、1893年に女性参政権を勝ち取ったA/NZの選挙権運動を指導した——は、「すべてに対する公平な正義にもとづいて、最も強い国と最も弱い国のそれぞれの要求について判決を下す常設仲裁裁判所の設立」を主張した。その裁判所の背後には、「警察のように行動し、すべての判決が実施されることを確かめる」国際的な軍隊が控えている⁴。

おそらく、世界で最初の反核についての講義は、広島と長崎への原爆投下の数日後である1945年8月に、クライストチャーチにあるカンタベリー大学で行われた。そのときの大学での講演者であった哲学者カール・ポッパーは、いっぱいになった講堂において、次のような言葉を使って話をした。「私が思うに、最初の原爆が爆発したときに、われわれが知っているように、世界は終わったのである。」皮肉にも、この講演が行われた場所は、世界で初めて核分裂を行い、1938年に、おそらく純真に、自分の発見が破壊目的に利用されるはずがない、と主張していたニュージーランド人のラザフォード卿の学問の故郷であった。

ニュージーランドでの最初のヒロシマの日の行進もまた、1947年に、クライストチャーチにおいて行われた。1950年には、20,000人を超えるニュージーランド人が、ストックホルム・アピールに署名した。これは、「核兵器の完全な禁止」を求めるものであり、「その禁止措置が確実に実施されるようにするための厳格な国際的コントロールの確立」を要求するものであった。世界中で6億5,000万人の署名を集めたそのアピールは、さらに次のように述べた。「いかなる国に対しても最初に核兵器を使用した政府は、人道に対する罪を犯し、戦争犯罪人として処罰されるべきであると私たちは考えている。⁵」

一般大衆のなかには、「熱核兵器の製造の普遍的な禁止」を求める声もあった。また、1956

³ New Zealand Parliamentary Debates, vol.318, 1958, p.1744.

⁴ Margaret Lovell-Smith, *The Woman Question: Writings by the Women who Won the Vote*, New Women's Press, Auckland, 1992, p.228, p.230.

⁵ Elsie Locke, *Peace People: A History of Peace Activities in New Zealand*, Hazard Press, Christchurch, 1992, p.135.

年に行われた請願では、すべての国による核兵器のさらなる製造と、核実験を禁止する協定が各国間で結ばれるように、促進し助長することが政府に対し求められていた⁶。しかしながら、キース・ホリオーク首相に率いられた保守政府は、アメリカおよびオーストラリアとの間で、豪・新西蘭・米軍事同盟（ANZUS）において正式なものとなった同盟の一員になることにより、拘束された。1956年の請願に対する応答のなかで、同首相は次のことを認めた。すなわち、「私たちの将来の安全性は、西側諸国の安全性に依存している。」そして、「ニュージーランドに対する危険性が増大すれば、ニュージーランドは主要な同盟国から離れることになるであろう。』」⁷

そのようにして、ニュージーランド政府が、1956年にインドで開かれた国連信託統治理事会において、大気中での核実験の合法性についての世界法廷の勧告的意見を求める決議に反対票を投じたことは驚くべきことではなかった⁸。しかし、1959年に、労働党党首であるウォルター・ナッシュ首相の下で、政府は核実験を非難する国連決議を支持した。その決議は核実験禁止条約を求めるものであった。さらに、政府は、南極大陸において、世界で最初の非核地帯をつくりあげることに助力した。

1960年に、新しく選出された保守政府は、A/NZが「核兵器を保有するつもりはない」ことを表明した。しかし、翌年には、核兵器の使用が人道法に違反することを宣言する国連決議に反対票を投じた。1963年に、核軍縮運動（CND）は、女性参政権運動以来、最大の請願（80,238）を集めた。「南半球から核兵器をなくそう」のスローガンとともに、請願は南半球非核地帯を求めた。政府高官の一人は次のことを認めた。すなわち、外務省は非核地帯に反対しているが、「太平洋領域におけるフランスの核実験の決定がいかに強固なものであっても、おそらく、世論および報道機関の圧力が、政府に抗議するように強いるであろう。」なぜなら「今年は選挙の年」だからである⁹。

⁶ Locke (1992), p.153, p.160.

⁷ New Zealand Parliamentary Debates, 9 October 1957, p.2916.

⁸ J. Stephan Kos, 'Interim relief in the International Court: New Zealand and the Nuclear Tests cases', *Victoria University Wellington Law Review*, no.14, 1984, p.357-387.

⁹ Satterthwaite to Sec-State, Mar 2, 1962, 711.5611/3-262, reported in footnote 45 of chapter 15 in Lawrence Wittmer, *Resisting the Bomb: A History of the World Disarmament Movement, 1954-1970*, vol. II, p.557.

核実験に対してフランスを訴える：1970 - 74

ニュージーランド政府はまた、他国の政府と協力して、国連総会に対して、フランスの行動の合法性についての国際司法裁判所の勧告的意見を得ることを、自由に要求することができる。 D・R・マメリー博士 (1970)

1966年から1974年の間に、フランスは、ムルロア環礁とファンガタウファ環礁において、44回の大気中での核実験を行った。健康と環境についてますます意識するようになり、太平洋の小さな島国と団結した民衆は、社会の壁を超えた連合を形成し、政府とともに、いくつかの先見の明ある発案を模索した。例えば、1970年に、オークランド CND は、政府に対し、「単独または他の抗議している諸国家と一緒に、フランスによる人権および国際法の侵害問題について、国連総会と南太平洋委員会において行動を起こすこと」を請願した。

議会に対して、請願への賛成を求める提案をしている間に、オークランド大学の国際法の講師である D・R・マメリー博士は、勧告的意見の方法を使うことを提唱した。彼は、潜在的な共同提案者として、太平洋と国境を接するオーストラリアや日本、ラテンアメリカ諸国に対しても提案した。しかし、外務省は、その提案に反対するように勧告し、その提案が「何も得るものでなく、ニュージーランドのより広範な利益に反するものである」ことを警告した¹⁰。

それにもかかわらず、忍耐強い民衆の圧力によって、核実験が選挙の争点になった。政府の役人は次のことを認めた。すなわち、激しい活動は、「教会や、地方団体、地域組織、労働組合、学生組織および他の青年組織、そして事実上、批判的な民主主義社会 (vigilant democratic society) において世論を形成する他のすべての団体により支持されていた。」¹¹

オークランド CND は、もう一つの請願 (81,475 人分の署名) に乗り出し、平和メディアは、1972年に、フランスの核実験場へ航行させるための国際的な平和船団を組織した。フランス海軍が平和船団の一つに衝突したとき、その結果として世界中に知れ渡ること、および増大する国際的反感が、野党労働党に対し、反核の決意を選挙の公約にすることを強めるように促進した¹²。激しい議会討論のなかで、労働党党首であるノーマン・カークは

¹⁰ 'Legal move urged against France', *The press*, 8 October 1970, p.2.

¹¹ Locke (1992), p.298.

¹² Locke (1992), pp.286-296; Kevin Clements, *Back from the Brink: The Creation of a Nuclear-Free New Zealand*, Allen & Unwin /Port Nicholson Press, Wellington, 1988, pp.49-87; Elsa Caron (ed), Fri

次のことを誓った。すなわち、労働党が政権を獲ったら、国が保有する「4隻の高価な駆逐艦」の一つに「ニュージーランドの国旗を掲げ」、そして核実験に抗議するために、その駆逐艦をムルロア環礁へ向かわせるであろう。そして、「私たちは、ニュージーランド政府の背後に、すべての国が団結できるような状況を創り上げるだろう。^{13]}

1972年の選挙に先立って、外務省は、世界法廷の勧告的意見、または訴訟事件の方法のどちらかを使うことを考えた。国連総会での「議論」は、勧告的意見に対して最低限の支持しか示さず、そして、フランスが、世界法廷の利用を妨げるために、安保理の拒否権を行使し得る恐れがあった。外務省は次のことを警告した。すなわち、たとえ過半数を得たとしても、国際司法裁判所は、勧告的意見を与えることを拒否するであろう。なぜなら、「勧告手続きは、当事者を法的に拘束する訴訟事件の判決を得るための姑息な手段として、濫用されるべきものではないからである。そして、仮に国際司法裁判所が好ましい勧告的意見を与えたとしても、それは、フランスが特定の行動をするように拘束するものではないのである。^{14]}

国際司法裁判所が、核実験は違法であると宣言する可能性はあるが、反対派の意見が、「法が明確に発展している道に逆行するような影響を与え」、「ニュージーランドのフランスに対する全般的な政治的立場を弱める」ことに、外務省の本当の関心があった。外務省は、海底に沈んでしまっている国連委員会を使うことを勧告した。同委員会は、「法的問題点を模索し、もし可能であるならば、国連総会がそれについてのさらなる適切な行動、例えば勧告的意見を要求するというような行動を起こすべきであるという見解を、国連総会に対して表明する」機関である^{15]}。

タスマニア、南オーストラリア、および西オーストラリアのオーストラリア各州は、さらに、法的問題点を調査し、訴訟事件において国際司法裁判所が管轄権を有することを結論づけた。オーストラリアおよびニュージーランド両政府は、それについての情報を提供されていたが、両国の新労働党政府が就任するまでは行動を起こさなかった。1973年1月に、オーストラリアは、フランスに対して、「核実験は違法である」ことを告げ、もしフランスが核実験をやめないようなら、「太平洋での将来の核実験をやめさせるために、ICJにおける手続きに着手する」ことを警告した。

A/NZのカーク首相は、国際司法裁判所を唯一の抗議の道であると見なした。彼は、すべての国による部分的核実験禁止条約への加盟を強く求め、さらに包括的核実験禁止条約およ

Alert, Caveman Press, Dunedin, 1974.

¹³ Margaret Hayward, *Diary of the Kirk Years*, A H & A W Reed, Wellington, 1981, pp.51-52.

¹⁴ Kos (1984), op.cit., p.363.

¹⁵ Ministry of Foreign Affairs Briefing Papers, 1972, pp.5-7.

び太平洋非核地帯を促進するために、太平洋地域および英連邦の外務大臣のための会議を主催することを望んだ¹⁶。

1973年4月18日に、地域的な反対を調整する努力により、南太平洋フォーラムは、核実験に反対し、フランスに対し、国際法上の義務を遵守するように強く迫る提案を満場一致で可決した¹⁷。その次の月に、A/NZの副首相は、外交的な手段を通じて紛争を解決する努力のなかで、フランスの大統領、外務大臣、および軍部大臣と会った。フランス政府は、大気中での核実験が国際法の侵害を伴うものであることを認めなかった。そして、フランスの政策が国防への圧倒的な要求により命じられていることを理由に、核実験は継続されることを確認した¹⁸。

1973年5月9日に、A/NZは、「私たちが諸条約および法の支配の完全性を信頼していること」の証明として、クック諸島、トケラウ、およびヌイエのために、フランスに対する法的行動を開始した¹⁹。その数日後、A/NZは、環境影響評価を含めた、暫定的な保護手段を要求し、次のような宣言をした。すなわち、核実験は、

ニュージーランド人の国際法上の諸権利を侵害する放射性降下物を生じさせ、さらなる核実験によりこれらの諸権利は侵害されるだろう。

オーストラリアは、同様の宣言、およびさらなる核実験の差止めを求めた。1973年6月22日に、国際司法裁判所は、8対6でニュージーランドの主張を聞き入れる決定を下した。その決定は次のような内容であった。

ニュージーランドおよびフランスの両政府は、それぞれが次のことを保証すべきである。それは、国際司法裁判所に付託された紛争を悪化させ拡大させるある種の行動をとらないこと、また、その事件において国際司法裁判所が下すいかなる判断でも、それを実行することに関して、他の当事者の諸権利を害するようなある種の行動をとらないことである。そして、とりわけ、フランス政府は、ニュージーランドやクック諸島、ヌイエ、トケラウ諸島において、放射性降下物の蓄積を引き起こすような核実験を避けるべきである。

オーストラリアの事件においても同様の決定がなされ、両国は、文書および口頭で論拠

¹⁶ Kos (1984), op.cit., pp.364-365.

¹⁷ Ministry of Foreign Affairs, *French Nuclear Testing in the Pacific: International Court of Justice Nuclear Tests Case New Zealand v France*, Wellington, 1973, p.96.

¹⁸ Ibid., p.10.

¹⁹ Kos (1984), op.cit., p.367.

を示すことを求められた²⁰。カークは、即座に次のことを発表した。それは、フランスに対して、国際司法裁判所の決定に従うように説得することを手助けする世界中の世論を結集するために、閣僚を乗せた駆逐艦を核実験場へ向かわせることである²¹。彼は、国際司法裁判所の判断の承認を求める 100 カ国の指導者たちに電信を送った²²。そして、法の支配の重要性、とりわけ、小国に対する威嚇からの安全性について何度も繰り返して述べた。彼は、一週間以内に、公的な抗議航海をするニュージーランド軍艦オタゴを見送りに出た。その抗議航海は次のような主張をするものであった。

私たちは小国ではあるが、卑屈に不正義に屈するつもりはない。

私たちは、核兵器の開発の反対に取り組んできた。

私たちは、あらゆる場所における核実験に反対してきた。

自己の側に正当性をもつ自尊心の強い国家は、単に、他国の非妥協的態度を黙認することはできない。今日、軍艦オタゴは名誉ある任務へと出発する。それは、怒りへ出発するのではなく、世界中の良心を活かす力をもつ、静かに非難する目撃者として出発するのである²³。

A/NZ による裁判は、マーティン・フィンレイ法務大臣により、ハーグへ提訴された。出廷を拒否してきたフランスは、国際司法裁判所の暫定決定を無視し、さらなる一連の大気中での核実験を実行した。フランスは拒否権をもっているので、国際法を実施する権限をもつ安保理において、ニュージーランドが、国際司法裁判所の決定に対するフランスの侵害に対抗することは無駄であった。そのかわりに、カークは、国際的な注目や支持を集め、かつ国際司法裁判所の決定に対するフランスの侵害を強調するために、軍艦を使って抗議することを選択した。

フランスへの国際的非難は著しく増大した。そして、フランスに対する国際司法裁判所の終結判決を妨害するために行われているかのようにみえる動きのなかで、フランスは次のことを表明した。すなわち、大気中での核実験については中止するが、そのかわりに、今後は地下での核実験を行う。フランスの表明の結果として、1974 年 12 月に、国際司法裁判所は、9 対 6 で、「ニュージーランドの要求には、もはや訴えの利益がないので、国際司法裁判所は当該事件についての判断を求められる立場にない」ことを決定した²⁴。

²⁰ Ministry of Foreign Affairs (1973), op.cit., p.7.

²¹ Hayward (1981), op.cit., p.143.

²² For detailed responses see Joseph Goldblat, *French Nuclear tests in the Atmosphere: The Question of Legality*, SIPRI, Stockholm, 1974, p.4-5; Kos (1984), op.cit., p.387.

²³ Clements (1988), op.cit., p.80.

²⁴ Quoted in Michael E. Bassett, *The Third Labour Government: A Personal History*, Palmerston North, Dunmore Press, 1976, p. 52.

そういうわけで、A/NZ は、国際司法裁判所から、フランスによる大気中での核実験の合法性または違法性についての判断を得ることについては不成功に終わったが、核実験それ自体の中止という大きな目標を達成した。本事件は、諸国家の誓約宣言(の効力)を確認するという重要な法的先例を確立した。——具体的には、本事件では、大気中での核実験を再開しないというフランスの誓約が拘束力をもつことを確認したのである。それに加えて、本事件は、小国の安全性がより強大な国に脅かされたときに、一定の保護を与えるための、国際法および ICJ のような国際組織をどのように利用できるかについて具体例を示した。

国際司法裁判所を利用した闘争は、力強い運動を通して、太平洋における核実験を 1970 年代前半の選挙の争点にした市民団体の働きの結果であった。アイディアは、一般市民から政策決定過程へと流れていき、オセアニア諸国や太平洋の島国の政府が、フランスに対して法的闘争をすることを励ました。

A/NZ は、次のことを証明した。それは、国際司法裁判所および他の国際フォーラムにおいて、建設的な模範を示すことは十分に政治的影響力をもつ、ということである。カークは、独立した外交政策に強い関心を持つ強力な指導者としての資質を持っており、合わせて、政治信条として強力な世論を効果的な行動へと移行させることによって政治に世論を反映することが政治家の責任だと考えていた。彼は、伝統的な西側陣営の軍事的イデオロギーから、南太平洋に起源をもつ独自性、および独立的な行動へと移行させることにおいて、指導的役割を果たした。その後、このことは、1987 年に、ニュージーランドの非核および軍縮ならびに軍備管理に関する法律を可決させた別の労働党政府の下で強固なものとなった。

アオテアロア／ニュージーランドは核兵器を違法化する：1984 - 87

ニュージーランドは非核国である。私たちは、核兵器に依存するいかなる防衛戦略も拒絶する。ニュージーランドは、決して核軍拡競争に参加せず、核軍事力の対立にも加わらない。ニュージーランドは、自国の安全性は核兵器に依存する、とほのめかすような行動はとらない。

デイヴィッド・ロンギ首相 (1986) ²⁵

カーク労働党政権の激しい日々は、ほんの短い期間であった。カークは、国際司法裁判所の決定が下される前の 1973 年 8 月に急死した。しかしながら、彼は、言葉と情熱と勇気によって、後継者であるデイヴィッド・ロンギによる同様の大胆な行動の先例を示した。1975 年の選挙の直前に、ニュージーランドは、フィジーおよびパプアニューギニアとともに、南太平洋非核地帯を求める国連決議を共同提案することに成功した。

保守的な国民党政府の再選により、A/NZ の外交政策は、より従属したもの、つまり ANZUS 賛成の立場に戻った。同政府は、南太平洋非核地帯 (SPNFZ) 構想を中止し、反核感情を国内的にも国際的にも、単純かつ反米的なものであるとして拒絶した。そして、アメリカおよびイギリスの核艦船の入港を求める招待を再開した。

1970 年代後半、政府による挑発的な核艦船入港の促進に対する民衆の怒りは、平和艦隊による水上抗議デモへとあふれ出た。そして、このことは、国際的なメディアの関心を引くことになった。人々は、核艦船入港の禁止を要求するデモ行進を実施し、1980 年には、家庭や学校での非核の宣言を始めた。1982 年の初め、クライストチャーチは、A/NZ の最初の非核宣言都市となった。

平和運動の組織化は尋常なものではなかった。1980 年代の初めには、その組織は、300 を超える小さな地域団体のネットワークへと発展した。それらの団体は、政治的イデオロギーに拘束されるものではなく、個別のスタイルに適合した創造的行動なら、どんなものでも採用した。ほとんどの活動家は、家庭から地方公共団体にまで働きかけた。そして、地方の政治家に働きかける責任を担った。このことは、民衆参加の拡大へとつながり、近所のすべての選挙区において、一定程度の説明責任を創出した。そして、すべての政党は、選挙民に対して極端に敏感になった。

1978 年には、人口の 51% が、アメリカの核艦船の入港を支持しており、39% は、A/NZ

²⁵ David Lange, *Nuclear Free New Zealand*, New Zealand Government, Wellington, 1986, p.3.

の防衛のためにアメリカが核兵器を使用することに賛成していた²⁶。1984年の選挙までに、明確な多数派である58%はアメリカの核艦船の入港に反対し、30%は支持していた²⁷。人口の66%以上が、非核地帯宣言地域に住んでいた。主要政党の4分の3は、世論の意識の変化に応じて、強固な反核政策を採り入れた。

1984年7月には、核兵器の禁止を求める法案が、労働党側に投票するという脅しをかけた、少数の勇氣ある国民党の議員の支持を得た。そのような重大な外交問題の挫折に直面することとは関係なく、マルドゥーン首相は、議会を解散し、急な選挙を行った。その選挙運動中に、労働党は、核兵器および原子力をともに違法化する非核立法を成立させること、南太平洋非核地帯 (SPNFZ) を促進すること、以上のことに適合させるために、ANZUSの再交渉をすることを公約にした。その政策は、全国的な支持を受けた。そして、労働党の地すべりの勝利は、反核票に負うところが大きであった。

オーストラリアでも、同様の反核政策を掲げる労働党が政権をとった。しかし、急な政策の見直しの後に、ボブ・ホーク首相率いる労働党政府は、反核政策は非現実的であると結論づけ、そのかわりに、同盟国の核艦船を受け入れるという、前政権の政策の継続を選択した。A/NZは、その政策に追随することを期待された。

アメリカの同盟国から「友人」への降格、ANZUSの下での軍事協力の縮減、アメリカおよびイギリスとの貿易に響く恐れ、労働党政権の不安定化の可能性、西側陣営からの外交的な追放の可能性にもかかわらず、政府はしっかりと持ちこたえた。ロンギは、A/NZとアメリカにおける平和運動の大衆的動員の支持によって支えられた。皮肉にも、オークランド湾における、グリーンピースの反核船「虹の戦士号」に対する1985年のフランスによる爆撃、および1986年のチェルノブイリ原子力発電所の爆発事故が、民衆と政府の決意を強めることを手助けした。1986年の防衛省の世論調査委員会は次のことを明らかにした。すなわち、92%は、A/NZにおける核兵器に反対しており、69%は、艦船の入港に反対していた。そして、92%は、A/NZが、国連を通じて、核軍縮を促進することを求めており、それと同時に、88%は、非核地帯の促進を支持していた²⁸。

同じときに、マオリ族は、民族自決を強く求めており、アイデンティティ・クライシス (identity crisis) を経験していた。アオテアロアは、地理的に近接し、共有する先祖にも

²⁶ Stephen Levine & Paul Spoonley, *Waging Peace: A study of public and parliamentary attitudes towards peace and security issues*, New Zealand Foundation for Peace Studies, Auckland, 1979, 84pp; Lawrence Jones, 'Cracks in the Consensus: Shifting attitudes to New Zealand Defence', in Roderic Alley, *Alternatives to ANZUS*, Foundation for Peace Studies, Auckland, 1984, pp.35-50.

²⁷ *NZ Herald*, 'N-armed warships strongly opposed', *The Press*, 6 October 1984.

²⁸ *Defence and Security: What New Zealanders Want: Report of the Defence Committee of Enquiry*, Government Printer, Wellington, 1986.

とづく地域に結びつけられた、小さな南太平洋の国家であるべきなのか。また、母国イングランドや第二次大戦中の救世主であるアメリカのエプロンのひもに、いまだにすがりついているべきなのか。オーストラリアを含めた西側同盟国からの独立を主張すべき時ではないのか。そして、核保有論により自国の安全性が脅かされているようにみられる、他の小さな島国の側に立つべき時ではないのか。A/NZ は、西側同盟国との貿易に依存しているため、経済的な威嚇は不安を引き起こしたが、他の太平洋の島国に比べれば経済的に安定していた。人々は、デイヴィッド・ロンギに対し、地球規模での反核政策を推進することを期待した。彼は、カリスマ的、すなわち倫理的な力強さをもって話すウィット（機知）に富んだ演説者であった。また、弁護士として、法を用いることにより、潜在的に壊れやすい政策を強化することの重要性を理解していた。さらに、彼は、国内の裁判所において、平和艦隊の行動に参加した活動家、および労働党の政治家を弁護していたときに、平和運動の内部で尊敬を集めた。

必然的に、政策および政治家は、西側同盟国からの激しい圧力を受けるようになった。圧倒的な世論の後押しを受けて、ロンギは、1987年のオックスフォード大学の学生組合の記念討論会や、国連総会、国連軍縮会議を通じて、勇敢にも、国際的なメディアに対して、核抑止論の神話性について説いた。彼は、非核政策が、絶対平和主義者や孤立主義者を主張するものではなく、民主的な政治過程に対する権利であると確認したのであった。そして、次のように尋ねた。

もしニュージーランドのような国が核兵器に対してノーと言えないのならば、どのような国が核兵器に対してノーと言えるのか。もしニュージーランドのような国が核抑止論なくしては安全であり得ないとするならば、どのような国がそれなくして安全であり得るのか²⁹。

1987年6月に、非核法は可決された。選挙に先立って、6つの主要政党のうちの5つが、非核政策を採り入れた。アオテアロア／ニュージーランドは、西側同盟国のほとんどの国々による、かろうじて抑えられていた激しい怒りに対処していたが、反核立法を制定し、それにより核抑止論を放棄した最初の西側同盟国になったことで、多くの非同盟の諸国から賞賛と尊敬を勝ち取った。1990年までに、政治的なご都合主義によって、野党国民党は非核政策を採用せざるを得なくなった。後に、アメリカ政府に対する譲歩のなかで、ニュージーランド政府は、核艦船の入港を許すために、非核法を改正しようとした。この試みは失敗に終わり、1990年代中頃までに、非核政策は、政治的領域を超えてしっかりと確立した。

²⁹ David Lange, 'New Zealand Foreign Policy: The nuclear issue and great power – small state relations', Speech to Yale University, 24 April 1989, p.5.

世界法廷プロジェクトの進展：1986 - 92

あなたたちの独立精神を実行したことに勇気づけられる。その励ましは、他の重要な諸問題を提起するそれ自身のきっかけを創り上げ、また、核大国に対し、世界における自らの位置の再検討を余儀なくさせている。その励ましは、反省と討論を引き起こす。

リチャード・フォーク教授（1986）³⁰

核兵器の時代が到来して以来ずっと、国連の内部において、様々な国家や市民団体により、核兵器を違法化する真剣な発案が存在してきた。そして、その発案は、核兵器および他のすべての大量破壊兵器の排除を要求する最初の国連決議に取りかかり、その決議は全会一致で採択された。これらの発案は、核兵器による威嚇およびその使用の違法性を宣言する国連決議を含めて、核兵器を、化学兵器や生物兵器とともに、1949年のジュネーブ協定につけ加える試みを続けてきた。より最近では、諸決議が核兵器禁止条約（NWC）を要求してきた。冷戦が始まって以来、これらの決議のすべては、安保理の拒否権を含めて、経済的および政治的権力を利用する核保有国により、妨害され、阻止されてきた。核保有国は、核兵器工場を維持する彼らのみの権利を主張し、それにより、差別的で、非道徳的で、不安に陥れるような立場を維持している一方で、現在、化学兵器および生物兵器の違法性については受け入れており、そこに矛盾が存在する。

日本やドイツ、アメリカ、イギリス、カナダ、オランダを含めた多くの国々の市民団体が、地域的および国家的な裁判所を通じて、国家レベルにおいて、核兵器の合法性問う試みを行ってきた³¹。1980年代の初め、国際平和ビューロー（IPB）の会長であるショーン・マクブライド、アメリカの核政策法律家委員会、およびその他の人々は、国連総会を通じて、世界法廷の勧告的意見の方法を利用するよう提案した。しかしながら、勧告的意見を要求するための国連決議を提案することを、政府に納得させる最初の協調的な取り組みは、1986年、すなわち、ニュージーランドの裁判官を引退したハロルド・エヴァンスが、世界法廷プロジェクト（WCP）として知られるようになる運動を発案するまでは、始まらなかった。

1986年6月に、クライストチャーチで行われた、アメリカの法学者リチャード・フォークによるこのテーマに関する講義の後、エヴァンスは、核兵器の合法性または違法性についての世界法廷の意見を求めるための国連決議を提案するために、核兵器の違法化に挑戦

³⁰ *The Press*, 20 June 1986.

³¹ Kate Dewes and Robert Green, 'The World Court Project: How a Citizen Network can Influence the United Nations', *Pacifica Review*, vol.7 no.2, 1995, pp. 17-37.

しているオーストラリアおよび A/NZ の総理大臣に対して、100 ページにもおよぶ公開質問状を送った。オーストラリアはそのアイデアを拒否したが、デイヴィッド・ロンギは興味を示した。エヴァンスは、引き続き公開質問状を送り、キャンベラとウェリントンに外交代表をおく 71 のすべての国連加盟国に対して訴えた。いくつかの非同盟運動諸国とゴルバチョフ政権下のソ連が、積極的な反応を示した。

A/NZ の内部では、政府および役人との対話が続けられており、非核法の実施状況を監視する権限をもつ、新しく組織された軍縮および軍備管理に関する市民顧問委員会により、強力な支援を受けた。その委員会のメンバーのなかには、国際反核医師の会 (IPPNW) NZ 支部の会長であるロビン・ブライアント医師と、ケイト・デュースがいた。1988 年の初め、エヴァンスは、IPPNW (NZ 支部) の年次総会で演説をした。そして、その年の終わりに、IPPNW (NZ 支部) は、IPPNW 世界会議で採択された、WCP を支持する決議を提案した。

1988 年 5 月に、デュースは、ニューヨークで開かれた軍縮に関する第 3 回国連特別総会へ派遣される A/NZ 政府の代表団に対する、2 人の市民顧問のうちの 1 人になった。平和運動のための発言をする代表として、彼女は次のように述べた。

私たちは、次のことを強く主張する。それは、ニュージーランドおよび他の諸国家における法律家の運動を支持するすべての国民や平和団体が、国際司法裁判所に対し、核兵器が違法であるか否かについての勧告的意見を与えさせることである。勧告的意見がもつ象徴的な力は絶大である。

デュースは、エヴァンスが行っている公開質問状の送達を、核政策法律家委員会や IPB の代表、インドやメキシコ、スウェーデン、オーストラリアの重要な外交官とともに分担した。彼女は、リキ・ジェイパル (前インド国連大使) およびスウェーデンの軍縮大使であるマジ・ブリット・テオリンとの会談のなかで、WCP の進展において、彼らが影響力を及ぼすような役割を担うことを伝えた。ジェイパルは、インドのインディラ・ガンディー首相が、1981 年に、核兵器の違法性の問題について、法的行動を起こす考えを持っていたことを知らせた。後に、ジェイパルは、WCP 決議の本文作成、および国連総会への働きかけの方法について、賢明な指導をした³²。

エヴァンスや市民顧問委員会に促され、A/NZ 政府は、WCP の提案の価値について、「真剣に考える」ことを始めた。しかし、同政府は、国連において「独力でやる」こと、および西側同盟国の基本的な防御政策に、直接に立ち向かいたいとは思わなかった。A/NZ は、すでに、非核法の結果として激しい圧力を受けていた。冷戦の心理がはたらく現実として、

³² Letter from Jaipal to Dews, 18 May 1991.

この種の発案は、おそらく最初から命運を絶たれていた。世界法廷への早期の進出は、ただ一つの国を、核問題の一局面に直面させた。政府の役人および議員は、失敗し、それにより「ICJの信頼性、および核軍縮というより大きな目的を傷つける」可能性をもつ事柄を実施することで、これまでの緊張関係を悪化させることに慎重になっていた。さらに、その当時、彼らは、国連安保理の議席を得るための働きかけを行っていた。

WCPの提案を続行しないという1989年の政府の決定には失望させられたが、エヴァンスとその他の人たちはくじけなかった。彼らは、広範囲にわたる団体のなかで、市民の支持を集め始めた。他の諸団体も前線で同様に働いているという認識により励まされ、また、重要なA/NZの議員により、国際的な支持を強化することを勧められ、彼らは、自らの目的をヨーロッパへ持ち込んだ。

エヴァンスは、1989年9月にイギリスで開かれたIPBの年次総会に出席し、彼の計画は支持された。数週間後、それは、ハーグで開かれた、最初の国際反核法律家協会(IALANA)世界会議で採択された。彼は、帰国の途中に、英連邦首脳会議が行われているマレーシアにおいて、協力的な医師と弁護士に会った。そして、同調する6人の英連邦の指導者たちに、決議を提案するためにいっしょに取り組むことを求める手紙を送った。

1990年の終わりに、国民党が選挙に勝利し、ニュージーランド主導の提案は、打ち砕かれた。しかしながら、1991年3月に、別のアオテアロア国民が、湾岸戦争に反対する世界中の市民団体を代表して、ニューヨークに到着した。当時29歳であり、幼稚園の先生であり、かつ平和教育者であったアラン・ウェアは、いくつかの国連代表部への接近をはかり、WCPのアイディアに対する強力な支持を得た。当時、地球規模問題に取り組む国際議員連盟(PGA)の事務総長であった、前外交官のケネディ・グラハム博士は、有益な指導をした。コスタリカは、1992年の国連総会で共同提案する意図をもって、エヴァンスが以前起草した国連決議を書き直し始めた。PGAは、オーストラリア人とスウェーデン人の会報に載っている、彼らによるWCPについての記事を印刷し、それは40カ国以上の600人の議員に対して送られた。

3カ月後、デューズとIPB事務総長であるコリン・アーチャーは、ジュネーヴの国連代表部のなかで、同様の支持を得た。WCPのアイディアは、差別的でなく、国連国際法の10年に協力的であるとみなされた。また、それは、アフリカおよび中東の非核地帯を求める運動を補い、核兵器の使用の禁止に関する条約を確保する取り組みを強化するものであった。しかしながら、核保有国からの予想される厳しい圧力に抵抗するためには、一部の中立国を含めて、最低でも50カ国が、共同提案者として必要であった³³。

³³ Report of Meetings with Missions by Dewes and Colin Archer, July 1991.

同じときに、IPB は、1992 年の IPB100 周年の間に、国際反核医師の会（IPPNW）および国際反核法律家協会（IALANA）という、他の 2 つの協力的な国際市民組織とともに、WCP の出発の世話役になることを提案した。重要な諸国家および市民団体による増大する支持に励まされ、その後、デュースは、WCP のアイディアにすでに取り組んでいる組織と会うために、イギリスを訪問した。1991 年 10 月に、ロバート・グリーンは、キース・マセソンにより組織されたロンドンでの支部会議において、WCP（UK）の議長になった。

マセソンは、WCP の成功における重要な局面を切り開いた。彼は、民衆の良心と法を結びつけたのである。IPB は、「ヒロシマからハーグへ」という WCP の手引きのなかで、彼の考えを発表した。彼は、1907 年のハーグ条約のなかにあるデ・マルテンス条項を援用することを提案した。その条項は、世界法廷に対し、いかなる法的問題について判断を下すときでも、「民衆の良心が命令するもの」を考慮に入れることを要求するものである³⁴。

最初の会議の後で、WCP（UK）は、民衆の反応を試すために、個人の署名がなされた民衆の良心宣言を集めるための先導試行を立ち上げた。そして、民衆の反応は、核保有国においてさえ積極的であった。そのアイディアは、アオテアロア、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、アイルランド、日本、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、アメリカを含めて、活発な反核運動が行われている国々に急速に広まった。宣言は、約 40 の言語に翻訳された。

国連憲章 96 条は次のように述べている。すなわち、国連総会および国連安保理に加えて、他の国連機関と専門機関も、自己の活動の範囲内で起こる法的諸問題について、世界法廷の勧告的意見を要求することができるのである。1991 年の終わりに、ウェリントンのエリック・ゲイリンガー医師は、IPPNW に対して、世界保健機関（WHO）の年次総会において、先頭に立って要求するように促した。

1991 年に、冷戦の終結により、WCP に対する最初の支持は、すでに、110 の政府グループである非同盟運動（NAM）のいくつかの指導的メンバーたちから得られていた。1992 年 5 月のジュネーブにおける WCP の開始において、ジンバブエは、NAM の議長国として、支持を表明する最初の政府となった。

この会議において、共同提案する 3 つの主要な市民組織（IPB、IPPNW、IALANA）の代表に、アラン・ウェアと筆者（ケイト・デュースとロバート・グリーン）を加えたものから構成される WCP 国際運営委員会（ISC）が組織された。ウェアは、アメリカでのプロジェクトの活動を組織するために、IALANA のアメリカ支部である、核政策法律家委員会

³⁴ Keith Mothersson, *From Hiroshima to The Hague*, IPB, Geneva, 1992, pp. 143-148.

(LCNP) とともに働くボランティアとして、ニューヨークへ戻った。後に、彼は、LCNP の執行委員に任命された。

ISC は、WCP を支援するように、地球規模で、組織の動員を助ける強化プランの促進に集中した。ISC は、支援している組織の国際リストを収集し始め、支援を求めて有名な個人に対する働きかけを始めた。1994 年までに、多くの市議会、グリーンピース・インターナショナル、およびアングリカン教会の大主教連合を含めた、700 を超える組織が署名した。ソ連の前首相であるミハイル・ゴルバチョフや、南アフリカの大主教ツツからの支援の手紙に加えて、200,000 人を超える個人による良心宣言が集められた。

世界保健総会は勧告的意見を要求する：1992 - 93

全般的な精神的風潮は、われわれに味方するようになり、そして、手に取るようにわかる活力、そして、その山を越えれば、われわれは勝利するであろうという感触が存在した。彼女〔ヒルダ・リニ〕は、伝統的な政府の役割を超えて踏み出し、自らの本心から話していた。彼女は、独力で話していたのではなく、多くの人たちが、彼女の口を通して話していたように感じる事ができよう。——彼女の言葉には、信念の力があつた。

マイケル・クライスト IPPNW 代表委員(1994)

WCP が始まる 1992 年 5 月の直前に、国際反核医師の会 (IPPNW) は、WHO の年次総会において、決議を提出する試みを立案した。政府の支持を強化するための時間が足らず、その動きは失敗に終わり、その決議は、正式に WHO の計画に盛り込まれることはなかった。しかし、数週間以内に、IPPNW は、決議のための 14 の共同提案者を引きつけ、多くの厚生大臣たちは関心を示した。

1992 年の世界保健総会 (WHA) の後に、IPPNW は、そのメンバーをもつすべての国において、熱心で、十分に組織化された運動を組織した。また、4 つの旧ソビエト諸国とアフリカの厚生大臣および相談役を訪問した。さらには、WHO 官僚の内部での「議論」をかもし出し、1992 年のときの共同提案者および他の人たちからの支持を強化するために、ジュネーヴにいる 20 を超える外交代表部を訪問した。この行動は、ニューヨークにおける働きかけを組織するウェア、およびそれぞれの国の首都において厚生大臣と外務大臣を訪問した他の共同提案者のメンバーにより補われた。

彼らは、ザンビア、メキシコ、トンガ、およびバヌアツの厚生大臣 (彼らの一部は IPPNW のメンバーでもあった) により導かれた 3 つの重要な地域——アフリカ、ラテンアメリカおよび南太平洋——から、22 の共同提案者を引きつけることに成功した。決議は、以下のような質問について、世界法廷の勧告的意見を要求するものであった。

健康と環境の観点から、戦争および他の武力紛争をしている国家による核兵器の使用は、WHO 憲章を含む国際法上の義務に違反するか。

IPPNW は、勧告的意見の取り組みのために、働きかけを行う強力なチームを組織し、それは、IPPNW の WHO との連携局員であるスウェーデンの医師アン・マリー・ジャンソンにより導かれた。そのチームには、さらに、前 A/NZ 厚生局総長であるジョージ・サーモン

ドが含まれていた。長い年月の間ずっと、彼らは、WHO の手続きについての見識を積み上げてきており、多くの代表と面識をもった。彼らは、共同提案国との会議を組織し、包括的な経緯の説明文書を準備し、誤報に反論し、委員会において提起された質問に答えた。NATO の核保有国およびその同盟国による、WHO は核問題について尋ねる能力を欠いているという主張は、1981 年以来、WHO が核兵器の健康および環境に対する影響を調査してきたという事実により反論された。

バヌアツの厚生大臣であり、WHO 地域副議長でもあるヒルダ・リニは、極めて大きな圧力を受けている諸国家を励まし、IPPNW のチームと緊密に連絡を取り続けることによって、内部への働きかけを成功させたロビイストであることを証明した。彼女の演説は、南太平洋の島で生活する女性や母親の視点に由来する情熱と事実との強力な結合であり、明らかに、女性のアメリカ医務総監に対して、重大な影響力をもった。決議を妨害するための西側諸国による激しい働きかけと、秘密投票を引き合いに出すという共同提案者の成功した企てによる反撃の後に、1993 年 5 月 14 日に、73 対 40、棄権 10 により、決議は採択された。

1993 年 9 月に、ついに、その質問は国際司法裁判所により受理された。そのときに、加盟諸国は、国際司法裁判所により、1994 年 9 月までに、WHO の質問について書面で意見を提出することを求められた。受理された 35 の意見のうちの 22 は、いかなる核兵器の使用であっても違法であることを主張した。核保有国（不参加の中国を除く）およびその同盟国の一部は、このような訴訟が許可され得ないこと、ないし核兵器の使用は必ずしも違法ではないことを主張した。IALANA と IPPNW は、訴訟の準備書面段階において、一部の諸国家が使用した模範となる意見を作成した。その後、意見を提出した国家は、1995 年 6 月までの間、他の国家による意見について論評する機会が与えられた。

国連総会は核抑止論と戦う：1993 - 94

国連で過ごした 30 年のなかで最も興奮した夜であった。

ウィリアム・エプシュタイン、1994 年 10 月 15 日

NATO の核保有国、およびオーストラリア、ニュージーランドの両政府による WHO の決議に対する主要な反対意見は、国連総会（UNGA）が、核兵器の問題についての本当の議論の場である、というものであった。WHO の成功を受けて、WCP のメンバーは、政府グループに対して、国連総会の決議を共同提案することを考えるように促した。ジンバブエの外務大臣に率いられて、非同盟運動（NAM）は、1993 年の国連総会において、より野心的な決議を提案することに同意した。この決議は、世界法廷に対して、次のような質問についての勧告的意見を緊急に言い渡すことを求めるものであった。それは、「国際法上、いかなる状況であれば、核兵器による威嚇およびその使用は許されるのか」というものであった。WHO の質問を拡大し、強化することにおいて、上記の質問は、核抑止論の合法性、および国連安保理の常任理事国のような核保有国の特権的地位の合法性に対し、直接に疑義を呈するものであった。

決議、および国際司法裁判所への法的申立ての準備に対する支援活動は、ニューヨークにおいて、WCP の指導的な国連ロビイストとしてのアラン・ウェアにより組織された。仲間の一人は次のように評した。すなわち、「5 ドルのスーツとネクタイをすばやく着用し、彼の窮屈な事務所から町の中心部へ向かうのに地下鉄を利用し、国連の代表待合室において、不屈の外交家としての信頼を得る彼の能力は、目撃者にとって驚くべきものであった。」

1993 年 10 月の最終週に、国連総会の第一委員会において闘争が起こった。結束した南太平洋諸国の組織により後押しされたジンバブエは、激しい働きかけをおこなった。彼らは、ヒルダ・リニおよびマオリ族の長老ポーリン・タンギオラを含めた、アラン率いる WCP のチームにより手助けされた。南太平洋から来た 2 人の先住民女性の存在は、その地域内の小さな島国の外交官たちに対して、強力な影響力をもった。南太平洋諸国の外交官たちは、2 人の女性に対し、深い尊敬の念をもって接した。なぜなら、その 2 人の女性は、外交官たちの部族のなかで、高い地位にあるものだからである。

バヌアツおよびその他によるいくつかの重大な働きかけの後、決議は、NAM の議長国であるインドネシアにより、不本意ながらも提出された。カナダの軍縮大使であるペギー・メイソンは、反発のようすを以下のように描写した。すなわち、「ここでの核保有国の行動

の仕方は、ヒステリーだと言っても過言ではない。³⁵」アメリカ、イギリスおよびフランスは、多くの NAM 諸国の首都へ代表を派遣し、もし決議を取り下げなったら、貿易や援助を削減するという脅しをかけてきた。マジ・ブリット・テオリン前スウェーデン軍縮大使は、次のように述べた。すなわち、「国連代表としての 20 年間の経験のなかで、1993 年の秋ほど、最強国の力が露骨に行使されたのは見たことがない。³⁶」11 月 19 日に、NAM の団結は崩れ、インドネシアは、行動が延期されたことを表明した。そのような行為は、たいていの場合、決議の死の前兆を示すものである——そして、国連総会の方法を放棄し、WHO の質問に専念するという感情が、一部に存在した。しかし、WCP およびそれを支援する重要な政府は、そのような考えをもたなかった。

1994 年 6 月に、カイロにおける NAM の外相会議は、ジンバブエの説得により、ただちに 1993 年の決議の再提出をすることには同意しないが、投票にかけることには同意した。イギリスおよびフランスは、当時の欧州連合の議長国としてのドイツに対して、決議への強力な反対をする戦線をつくり、NAM 諸国の首都への非難の圧力を拡大させるように協力を求めた。イギリスは次のように主張した。すなわち、決議は、「国際司法裁判所による (WHO の質問に対する) 回答に対し、先入観を持たせるように、裁判所に対し圧力をかける意図的な試みとしてみなされる」という危険があった。「そんな回答では、地球の平和と安全を促進できるはずがない。³⁷」フランスはヒステリーの兆候を示した。「その決議は国連憲章に対する露骨な侵害である。その決議は法に反するものである。その決議は理性に反するものである。³⁸」——これは、「虹の戦士号」の沈没を正当なものとした政府の発言であった。

NAM は折れなかった。1994 年 11 月 18 日の第一委員会において、77 対 33、棄権 21、無投票 53 で、決議は採択された。国連の核軍縮計画についての極めて根本的な決議であるにもかかわらず、中国は投票せず、ウクライナは棄権し、たいていの西側グループの従順な非核国は崩れ落ちた。棄権することにより、カナダとノルウェーは NATO と意見を異にした。日本とオーストラリアはアメリカにつき、アイルランドは、先見の明ある中立的な非 NATO のメンバーである、スウェーデンおよびオーストリアと協調している欧州連合についた。

しかしながら、最も著しく反抗的であったのは、保守的な政府に導かれているにもかかわらず、ニュージーランドが賛成票を投じたことであった——すなわち、ニュージーラン

³⁵ Mark Schapiro, 'Mutiny on the Nuclear Bounty', *The Nation*, 27 December 1993.

³⁶ Speech by theorin at a WCP Implications Seminar, New York, 19 April 1995.

³⁷ UK Explanation of Vote on Draft Resolution A/C.1/49/L.36 'Request for an Advisory Opinion from the ICJ on the Legality of Nuclear Weapons', Agenda Item 62, 18 November 1994.

³⁸ Explanation of Vote by France on Agenda Item 62, 18 November 1994.

ドは、そのような行動をとった唯一の西側同盟国だったのである。安保理事会として、この反核行動は、非核法をもつそのような一つの国家をワシントンの支配の下に戻すように誘い込むアメリカによりなされた計略を、一撃で台無しにした。政府は、決議を支持する平和運動からの激しい圧力を受けていた。どの政党の議員も、議会質問を忍耐強く続けて、急な討論を強行し、報道機関向けの声明を発した。A/NZ とオーストラリアの地球規模問題に取り組む国際議員連盟（PGA）は、もちろん満場一致で WCP を支持したのだが、8 人の与党議員ですら、公然と WCP を支持した。軍縮大臣は、最終的に、32,000 の民衆の良心宣言を受け取り、大臣たちは、手紙やファックス、はがきであふれさせられ、多くの議員は有権者による訪問を受けた。軍事および外交の人事部によるいくつかの高官の訪問を含めた、アメリカやイギリスからの強力な反対圧力にもかかわらず、政府は、決議に対する賛成票を投じれば再選の機会が深刻に脅かされないことを知っているからこそ、民衆の意思を擁護したのである。

西側の結束のこの崩壊をもたらした共通のテーマは、WCP に対する民衆の支持の強さであった。民衆の良心宣言および他の支持を集める取り組みは、実を結んだ。しかしながら、決定的な要因は、おそらく、協力的な国家の首都への注意深く、集中したファックス運動であった。投票の準備段階において、世界中の何百という個人のレターライターは、感謝の意を表現して、個人的に首相たちにファックスを送り、核保有国によるいかなる抑圧にも耐えるように、彼らを勇気づけた。一つの実例では、棄権せよという「ありきたりな」助言を受け取ったある南太平洋の国連代表は、WCP の文通者に返事をしている首相から一つの手紙を見せられた。その手紙は、決議に対する政府の支持が足踏みしていることを述べるものであった。このことに基づいて、その代表は、賛成票を投じるだけでなく、WCP を支持するように他国を励ます演説をした。

第一委員会により採択された決議は、投票において著しい変動がなければ、最終の本会議において、通常は、総会により可決される。しかし、イギリスの代表は、ウェアに対し、NATO が決議を「つぶす」つもりであることを告げた。それを受けて、WCP は、棄権または無投票だった協力的な諸国家の首都に照準を合わせて、新たなファックス運動を始めた。1994 年 12 月 15 日の本会議において、「何もしない」ことを求める決議や、「緊急に」という文言を削除しようとする別の決議を採択する試みが存在したが、双方ともかろうじて否決された。最終的に、決議は、78 対 43、棄権 38、中国を含む無投票 25 により採択された。

優れた国連軍縮顧問であるウィリアム・エプシュタインは、決議が採択された日のことを「国連で過ごした 30 年のなかで最も興奮した夜」であったと表現した。しかし、WCP による熱心な努力があつたにもかかわらず、主要な西側諸国の新聞および他のメディアの紙面を飾ることは、ほとんどなかった。

「緊急に」という文言があるため、世界法廷は、数日のうちに、国連総会決議を受け取った。1995年2月2日に、国際司法裁判所は、新たな書面による意見を1995年6月までに、および他国の意見についての書面による論評を1995年9月までに提出することを求めた。提出された28の意見のうちの8つは、WHOの場合には何もしなかった国家によるものであった。今回、アオテアロア／ニュージーランドは、しっかりした裏づけのある意見を提出した。それは、違法性を強く主張するものであった。その後、国際司法裁判所は、WHOおよび国連総会による質問を別々に、しかし同時に考察することを、ハーグにおける11月中の口頭弁論期日の指定とともに決定した。

その一方で、核兵器の問題に関する別の事件が国際司法裁判所に付託され、WHOおよび国連総会の事件についての口頭弁論の直前に、審理された。

フランスは被告席へ戻る：1995

南太平洋における核実験の再開は、まったく受け入れられるものではなく、最近の20年における法的、環境保護的、および政治的な諸発展に反するものであった。

ジム・ボルジャー首相（1996）³⁹

1995年5月に、西側の核保有国およびその同盟国による激しい働きかけの後に、核不拡散条約（NPT）は、無期限に延長された。妥協の一部は、遅くとも1996年までに、包括的核実験禁止条約についての交渉を終えるという、5つの核保有国による同意であった。その条約が実施されるまで、核保有国は、「最大限の自制をする」ことに同意した。さらに、NPT第6条（核軍縮義務）に対する核保有国の責任の範囲内で、核保有国は、「核兵器廃絶という最終的な目標をもって、地球規模で核兵器を削減する系統的かつ前向きな取り組み」を追求するだろう。

NPTの延長から2日のうちに、中国は核実験を再開し、1995年6月13日に、フランスは、一連の8回の核実験を実施することを表明した。1973年の世界法廷の事件の後に、フランスは、ムルロア環礁およびファンガタウファ環礁において、134回の地下核実験を実施してきた。1992年に、フランスと中国はNPTに署名し、フランスは、核実験の一時停止を発表していた。フランスは、安保理常任理事国およびNPTにより承認された核保有国としての「信頼できる水準における抑止力を維持する特別の責任、および個別の権利」を有することを主張して、核実験の再開を正当化した⁴⁰。イギリスもまた、核保有を続けるための法的根拠として、NPTを引き合いに出していた⁴¹。このことは、非同盟運動（NAM）の次のような不安を増強させるものであった。すなわち、NAMの国連決議に対する核保有国の対応が、延長されたNPTの下で、「核兵器の永続性に関する核保有国の真の意図」を示すものであった⁴²。しかし、アメリカの交渉団長は、次のように述べていた。

NPTは、1968年に5つの核保有国が存在していたという現実を反映するものであるが、核兵器の永久的な保有を正統化するものではない⁴³。

³⁹ *New Zealand at the International Court of Justice: French Nuclear Testing in the Pacific: Nuclear Tests Case, New Zealand v. France (1995)*, Ministry of Foreign Affairs and Trade, Wellington, 1996, p.7.

⁴⁰ Letter from the French Ambassador to the UK to George Farebrother, 16 June 1995.

⁴¹ Letter from UK Minister David Davis to Austin Mitchell (MP), 11 December 1995.

⁴² Mark Schapiro, 'Mutiny on the Nuclear Bounty', *The Nation*, 27 December 1993.

⁴³ Statement by Thomas Graham to NPT Preparatory Committee Meeting, Geneva, 1994, published in *Acronym*, no. 4, p.28.

1970年代の初め頃、南太平洋諸国の住民は、核実験の再開に憤慨し、世界中の世論に影響を与える可能な限りのすべての活動を行った。さらに、市民団体は、議員に行動を起こさせるような風潮を創出した。1995年7月に、グリーンピースは、核実験をやめさせるために、「虹の戦士号II」と他の船をフランスの核実験場へ向かわせた。フランス軍による制御室への攻撃のときに響き渡った、ニュージーランド人のステファニー・ミルズの悲鳴は、世界に対する「目を覚ませ」の呼び声となった。さらに、このことは、オークランドでのフランスによる虹の戦士号爆破事件の10周年記念に起こったことであった。ニュージーランド中で怒りが爆発し、政府による直接かつ根本的な政治的行動を要求する、強力で創造的な抗議運動が起きた。数日のうちに、少数内閣を率いるジム・ボルジャー首相は、A/NZの平和艦隊に同行するための議員を乗せた軍艦を、ムルロア環礁へ派遣することに同意した。さらに、彼は、フランスにいるニュージーランド大使を召還し、武器の購入を含めた軍事的接触を凍結することを表明した。

核実験を非難する議会決議を全会一致で可決させた後、ボルジャーは、政府が、1973年のフランスに対する世界法廷の訴訟事件の再開を考えていることを表明した。彼はまた、1995年10月にオークランドで開かれる英連邦首脳会議において、イギリスのジョン・メージャー首相が圧力を受けることを示唆した。なぜなら、メージャーは、フランスを非難することを拒否したからである⁴⁴。

ノーマン・カークを見習い、ボルジャーは、100カ国以上の指導者たちに手紙を送り、どの政党の議員も、様々な国際フォーラムにおいて、A/NZの懸案事項を提出し、核廃絶を強く求めた。ボルジャーは、核抑止論を批判し、世界中で歓迎された有効な化学兵器禁止条約のような、核兵器禁止条約を求めた。

オーストラリアのポール・キーティング首相は、初めのうちは、国際司法裁判所の事件を再開するA/NZの試みを、「見かけ倒し」とであるとみなし、酷評した。しかしながら、労働組合の強力な活動により引き起こされた、シドニーでのフランス革命記念日(7月14日)の20,000人から30,000人による行進や、パースや他の場所での3000人の行進の結果、キーティングもギャレット・エヴァンス外相も、自らの主張を見直した。エヴァンスは、「事態は悪化する」という彼の最初の主張の結果引き起こされた、民衆からの多くの反感を買った。エヴァンスの理由は、核実験は地下で行われ、回数は限定されており、一度締結されれば、CTBTに署名するというフランスの約束に結びつけられるのだから、というものであった。世論調査により、95%は核実験に反対しており、61%は政府の抗議を弱すぎるものとみなしていることが示されると⁴⁵、エヴァンスは、自身の主張を変更し、ナガサキの

⁴⁴ Graham Barrett, 'UK eyes nuclear testing in Pacific', *The Age*, 5 July 1993.

⁴⁵ Reported in Kate Dewes, 'Update from Aotearoa re French Tests', 7 July 1995.

日（8月9日）に、A/NZの世界法廷の事件を支持することを表明した。キーティングはその後、オーストラリアもまた、「核兵器の合法性についての国際司法裁判所における各国の意見聴取の場で、核実験を非難する口頭陳述」をすることを言明した⁴⁶。選挙は、1996年3月に行われることになっており、政府は、必死になって、若者と環境保護論者の票を必要とした。

オセアニアの首相たちは、現存する、または潜在的なすべての非核地帯を連結させて、南半球非核地帯を創出することを模索した⁴⁷。そして、8月に開かれる南太平洋フォーラムにおいて、彼らの取り組みを組織し、そこでは、16カ国により、核実験を非難する国連決議が起草された。後に、フランスは、不満をもつ太平洋諸国に対して援助を提供し、核実験を6回に減らし、南太平洋非核地帯条約の議定書に署名することにより、対応した。

1974年に、国際司法裁判所は、「もし判断の基礎が揺るがされることになれば」、A/NZは裁判所に戻ることができ、「問題の再審理」を要求することができる、と判決していた。したがって、1995年の事件は、継続するフランスの核実験がもつ環境的危険に関する、正当な理由に基づくものであり、暫定的な差止命令を求めて提訴された。8月21日に、A/NZは、オーストラリア、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、サモア、およびソロモン諸島の支援を受けて、要求を申し立てた。フランスは、国際司法裁判所には管轄権がない、と返答したが、9月の口頭弁論には出席した。9月22日に、国際司法裁判所は、技術的な理由に基づき、12対3で要求を拒否し、1974年の判決は、大気中の核実験のみを扱うものであったことを指摘した⁴⁸。

A/NZ政府は、国際司法裁判所の事件が成功する可能性は低いことを認識していたが、国内の不安を鎮め、さらに問題を国際的に目立たせるために、あえて思い切ったことをした。A/NZ政府は、南太平洋諸国の決意を強めることに成功し、国際司法裁判所での予行演習を提供した。その2ヵ月後に、マーシャル諸島、サモア、およびソロモン諸島は、再度、密接に協力して取り組み、今回は、WHOおよび国連総会の質問についての公聴会において、口頭陳述をすることを組織した。

⁴⁶ *The Press*, Christchurch, 9 August 1995.

⁴⁷ 'French may cut back on tests', *NZ Herald*, 7 August 1995; 'N-test protest to world court', *NZ Herald*, 7 August 1995.

⁴⁸ Ministry of Foreign Affairs and Trade, (1996), op.cit.; 'A loss at the World Court', *The Press*, 24 September 1995; 'World Court refuses to reopen French test case', *NZ Herald*, 23 September 1995.

勧告的意見の口頭手続き：1995

はじめに、私は、ニュージーランドから来た団体および個人に対して感謝したい。彼らの一部は、今日、ここに出席している。彼らは、一生懸命に取り組み、この問題を国際司法裁判所の前にもってくることにおいて、重要な役割を果たした。

ポール・イースト法務大臣（1995）

1995年の10月から11月にかけての2週間、ハーグの平和宮殿は、歴史上、最も重大な事件の一つの主催者であった。アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、ドイツおよびイタリアの政府は、核兵器による威嚇、または核兵器を使用する「権利」を維持する試みにおいて、14人の世界法廷の裁判官の前に立った。彼らは、そのような政策が違法および反道徳的であると非難する14の他の政府により、反撃を受けた。審理は、政府の参加や公益上の重大性の点からして、前例のないものとなった。

1994年の後半に、世界法廷の書記官は、WCPを支持する700を超える市民団体を代表する、ICJのある平和宮殿への市民代表団を受け入れた。代表団は、他に類を見ないような文書の集積を提出した。そこには、170,000を超える民衆の良心宣言、ヒロシマ・ナガサキ・アピールへの1億人の署名の一部、マクブライド弁護士会の反核アピールへの11,000人の署名、および市民の核兵器に対する反対意見についての50年にわたる調査資料が含まれていた。

国際司法裁判所の公聴会が始まる1995年10月30日の前に、別の市民代表団が、約400万以上の宣言を提出した。そのうちの300万以上は日本からのものであった。IALANAのチームは、協力的な政府の代表団に対して、現地で法的助言を提供した。市民の証人が、初めて、国際司法裁判所へ向けて演説し、裁判官たちを、核兵器による被害者の恐ろしい状況に直面させた。強力な民衆の圧力を受けて、日本政府は、広島と長崎の市長が証言することを許した。彼らの陳述には、広島・長崎の原爆の結果を写し出した膨大な写真が含まれており、出席しているヒバクシャ（生存している原爆被害者）のすすり泣く声に含まれていた。その後、マーシャル諸島から来たリジョン・エクニランが、1954年のアメリカによる核実験の世代間への影響について述べた。女性たちは、『『クラゲ』のような子どもを産む。つまり、これらの子どもたちは、体の骨がなく、かつ透明な皮膚をもって産まれてくるのである。私たちは、動いている彼らの脳や心臓を見ることができる。』彼女は、花輪で髪を飾って、白い服を身にまとい、国際司法裁判所は、彼女の言葉に聞き入っていた。

核保有国は、次のように主張した。すなわち、国際司法裁判所は、WHO と国連総会により尋ねられた質問について審理することを拒否すべきである。なぜなら、それらの質問は、法的な質問ではなく、平和や安全保障という「政治」問題に関わるものだからである。さらに、彼らは次のように主張した。すなわち、もし国際司法裁判所が、その質問の実体を審理するのであれば、核兵器による威嚇およびその使用が、法的には、他のいかなる兵器とも異なるものではなく、「兵器というものはすべて殺傷する」ものであることを肯定すべきである。イギリスは次のように主張した。すなわち、最も残虐で、奴隷にするような性格をもつ征服への服従を防ぐために、核兵器は必要である。アメリカは次のように主張した。すなわち、「核抑止論は、戦争の苦しみから数多くの命を救ってきた。」そして、核兵器の違法性を主張する者は、国際司法裁判所に対して、「恐るべき法規範を認めさせ」ようとしているのである。

これらの主張は、ニュージーランドを含む反核を主張する諸国家により、激しい反撃を受けた。これらの諸国家のほとんどは、核兵器による威嚇およびその使用が、現行法を侵犯するものであることを主張した。現行法は、核兵器の使用や、軍事目標と保護されるべき民間人とを区別できない戦争の方式、または、有毒な物質を使用し、中立的な地域を侵害し、不必要な被害を引き起こし、挑発に対して過剰であり、環境への長期的な損害を引き起こすような戦争の方式を禁止しているのである。

A/NZ 政府の代表団が、口頭陳述をするために到着したとき、彼らは、国際司法裁判所の外で、「非核国アオテアロア／ニュージーランド」と宣言している大きな虹色の横断幕を持つ WCP の支持者たちと握手をした。ポール・イースト法務大臣は、WCP におけるニュージーランド国民の役割を認めることにより、口頭陳述を始めた。このことは、10 年にも及ぶ、激しく、ときには辛らつな討論があったにもかかわらず、政府と市民との間で発展してきた協力関係が存在することを、反映するものであった。

国連総会の質問についての政府による断固とした反核陳述は、WHO のときの陳述からの決定的な変化をみせた。この変化は、核抑止論を支持し、非核法を掘り崩す企てや、WCP を妨害してきた、国民党ボルジャー政権の初期の歴史を思い出せば、感慨深いものであった。

A/NZ は、「私たちが、世界の非核化のための役割を果たすよう、すべての努力を尽くしてきた」ことを主張した。その発言は、国連総会の質問に対する回答が、「ノーであるべきこと、すなわち、核兵器による威嚇およびその使用が、国際法の下では、もはや許されないこと」を、明白に主張するものであった。以前に、核艦船を歓迎していたときと同じ政府は、もはや核抑止論について、幻想を抱いていなかった。「もし一度使用されれば、核兵

器がもたらすものは、ほぼ確実に破壊であり、安全の確保や使用者の存続ではない。核兵器が呼び起こす脅威は、すべての国際秩序の安全を不安定にさせる。」

A/NZ は、「違法性の宣言が、核兵器の排除へのさらなる強力なステップとして奉仕すること、国際司法裁判所が、核兵器を排除するための舞台を整えることを手助けするという、自らの役割を果たす必要があること、そして、失敗のもつ潜在的な影響が、全人類にとってあまりに大きすぎて、想像すらできないこと」を述べて、結論づけた。

A/NZ は、マーシャル諸島、サモア、およびソロモン諸島の非常に強力な書面および口頭陳述により支援された。マーシャル諸島は、核兵器の爆発がもつ負の影響が、時間的および空間的に封じ込められるものではないことを証明した。ソロモン諸島は次のように主張した。すなわち、既存の核兵器は、不必要な被害、民間人に対する無差別の影響、および中立諸国への損害を引き起こすことなくしては、使用され得ない。そして、そのうちの一つでも生ずれば、核兵器の使用は違法になる。サモアは、国際司法裁判所への非政府組織（NGO）の参加についてのイギリスの批判に対して、「国連憲章が、NGO を重要なものとみなしている」ことを主張して、反撃した。

オーストラリアは、証言する最初の国家であり、ギャレット・エヴァンス外相は、核兵器による威嚇およびその使用だけでなく、核実験や核兵器の保有でさえも、本来的には違法であることを主張することで、西側の核兵器主義に挑戦し、物議をかました。

フランスの核実験とは別に、ニュージーランドとオーストラリアの両政府が反核の立場を強化した重要な理由は、彼らの近隣諸国を支援する必要性に気づき始めたことであった。とりわけ、オーストラリアは、内密に、国連総会決議が投票に付されたときの NAM の代表であったインドネシアとの安全保障条約の交渉をしていた。さらに、10 カ国は、アフリカでの非核地帯の創出とともに、東南アジア非核地帯を確立し、実質的に、南半球非核地帯を創り上げた。

英連邦首脳会議でのメジャーの非妥協的態度により示された、フランスの核実験に対するイギリスの支持、および差し迫った選挙が、ニュージーランドとオーストラリアにおける重要な要因になった。重要なアメリカの基地を提供し、ウランからできる核兵器産業や核エネルギー産業の原料、および鉱物採掘の主要な供給国であるにもかかわらず、オーストラリアは、最終的に、近隣諸国の側につくことを選択した。

WCP は、これらの問題についての討論を促進することにおいて、重要な役割を演じた。WCP は、引き続き NPT の無期限延長が横行される恐れがある現状に挑戦するために、多

数派の非核諸国のためにフォーラムを提供した。西側の核保有国の政府は、国際司法裁判所において、さらに、自らの核抑止論に基づく政策の合法性を擁護することを強いられた。冷戦の終結は、当初、核兵器についての人々の関心を失わせていた。WCPは、核兵器に反対する世論を復活させることを手助けした。このような状況が、はっきりと、西側の非核国、とりわけ A/NZ とオーストラリアを、公然と、核兵器同盟から距離をおかせたのであった。

WCP を通じて、NGO と他の反核政府との間で、健全な協働関係が発達した。その協働関係こそが、ICJ 決定へと道を開くことにおいて、最も価値あるものであることを実証することになった。そして、最も重要なことは、その協働関係が、地球規模で相当な影響力をもっていた国際司法裁判所の歴史的な決定を導いたことである。

世界法廷の決定：1996

国際司法裁判所は、核兵器による威嚇およびその使用の法的地位についての国連総会により提出された重要な質問に答えることで、歴史的な挑戦を実行した。奴隷制の廃止や人種隔離政策の放棄などの他の規範的なプロジェクトの場合と同様に、忍耐、努力、そして歴史的な状況が、核兵器の将来を形づくるであろう。しかし、その過程は、世界法廷の画期的な決定により、主として有益な方向へ押し動かされてきたのである。

リチャード・フォーク教授⁴⁹

1996年7月8日に、国際司法裁判所は、核兵器の法的地位に関する二つの質問について、自らの見解を言い渡した。国際司法裁判所は、WHOの質問が、WHOの任務の範囲外のものであると判断し、その質問についての勧告的意見を与えなかった。しかしながら、国際司法裁判所は、両質問にとって、核兵器の健康および環境への影響についてのWHOの書証を有効なものとして採用した。さらに、WHOの要求は、より広範で、かつ奥深い国連総会の質問の根拠を用意したのである。

後者の質問について、国際司法裁判所は、14人の裁判官（口頭手続き開始前に、1人の裁判官が亡くなった）による、34ページの主要な勧告的意見に続き、200ページを超える個別意見および反対意見を与えた。

きわめて重要な最終段落（105段落）の2項E号第1文において、国際司法裁判所は次のような決定を下した。すなわち、「一般的に、核兵器による威嚇およびその使用は、武力紛争における適用可能な国際法の諸原則、とりわけ、人道法の諸原則や諸規定に違反する。」その決定のなかで、国際司法裁判所は、ニュルンベルク原則が、核兵器に対しても適用されることを確認した。

国際司法裁判所は以下のような付則意見をつけ加えた。すなわち、「しかしながら、国際法の現状、および国際法の現状から導かれた事実の点を考慮すると、国際司法裁判所は、国家の存亡が極めて危険にさらされているような、自衛の極限状況においては、核兵器による威嚇およびその使用が合法であるか、または違法であるかについて、最終的に、結論づけることはできない。」それにもかかわらず、そのような極限状況においてさえ、核兵器による威嚇およびその使用は、人道法の諸原則および諸規定に従わなければならないので

⁴⁹ Richard Fork, 'Nuclear Weapons, International Law and the World Court: a Historic Encounter', *The American Journal of International Law*, vol.91, no.1, January 1997.

ある。さらに、国際司法裁判所は、威嚇と使用を、単一のもの、すなわち不可分の概念として用いた。

最終的に、裁判官は、全員一致で以下のことに同意した。すなわち、「厳格かつ効果的な国際的コントロールの下で、全面的な核軍縮を導く交渉を誠実に追求し、その交渉を結論に至らせる義務が存在する。」

そのような歴史的な事件に対して、西欧や北米でのメディアの報道は、怪しむように、まばらで、表面的で、ときには誤ったものもあった。しかしながら、A/NZ やオーストラリアでは、広範囲にわたって報道され、それは、高水準の民衆の関心を反映するものであった。10年前からハロルド・エヴァンスが接近していた2つの国の積極的な反応は、1995年までの、事件に対する2つの国の反対姿勢とは、著しく対照的なものであった。オーストラリアのエヴァンス外相は、勧告的意見が、「世界中の核兵器工場を排除しようとするオーストラリアの積極性を駆り立て」、「キャンベラ委員会の役割を大いに促進する」ことを主張した⁵⁰。A/NZ のボルジャー首相は、勧告的意見を、「大勝利であり、画期的な決定であり、反核運動の正当性を証明する」ものであるとして、歓迎した。その直後に、彼は、兵器用核分裂性物質生産禁止条約を強力に支持することを表明した。南アフリカでの1996年のヒロシマの日に、ボルジャー首相とネルソン・マンデラは、南半球非核地帯を確立することの提案が含められた軍縮のための覚書きに署名した⁵¹。

勧告的意見は、両国政府と平和団体の双方にとって、きわめて有用なものになった。決定が下された後、国連総会は、核兵器禁止条約（NWC）、すなわち、核兵器の廃止に関する国際的な相互確認協定の締結を導く交渉を即座に開始することを通じて、勧告的意見の実施を要求する決議を採択した。欧州議会も、1997年に、同様の決議を採択しようとした。NWCの原型は、後に、平和団体の専門家により起草され、国連により発表され、回付され、また、国連軍縮会議において、たくさんの政府により考慮され、そして、NWCを成し遂げるための交渉を要求する決議において、アメリカ議会に提出されたのである。

西側の核保有国およびその同盟国において、反核活動家は、人目を引き、かつ巧妙な「市民的服従」運動において、国際司法裁判所の決定を利用し、自らの政府を非難し、法の遵守を求めた。このことは、次々に、どれほど勧告的意見が防衛政策に影響を及ぼすかということについて、一部のNATO諸国と日本のなかで、討論させることを手助けしてきた。さらに、ニュージーランドを含めた影響力をもつ「中堅」諸国家の新たな連合は、核兵器

⁵⁰ Alan Attwood, 'Nuclear Arms Ruling helps to make world safer, says Evans', *The Age*, 10 July 1996; 'Australian win in fight to ban bomb', *West Australian*, 10 July 1996.

⁵¹ Michael Rentoul, 'PM hails World Court decision: "Tide turns" against N-weapons' *The Press*, 10 July 1996; Simon Kilroy, 'Bolger welcomes nuclear ruling', *The Dominion*, 9 July 1996.

を排除するための真剣な交渉の即座の開始、およびその目標へ向けての実践的なステップの実施を要求する外相レベルでの新たな提案のなかで、国際司法裁判所の決定について、言及してきた。

おわりに

核軍縮を推進するためのニュージーランドによる世界法廷の利用の歴史を概説することにおいて、A/NZ が享受する、いくつかの背後にある利点が存在することは明らかである。たった 300 万人を超える程度の人口は、民主主義にとって、おそらく適切な規模である。比較的少数の議員たちは、有権者との定期的な集会や、議員に対する無料郵便サービスを通じて、有権者にとって非常に近づきやすい存在になっている。個人主義と独立心からなる「キウイ・スピリット」は、NZ の地理的孤立により刺激された。——地理的孤立が当然に意味することは、ANZUS の存在にもかかわらず、NZ は、冷戦構造から遠く隔たれていたことである。

市民社会における先駆的進歩という結合した誇れる伝統は、防衛および安全保障問題についての新たなアイデアのための、創造力に富んだ土壌を与えた。このことは、ニュージーランドの「裏庭」において、核実験の健康および環境への影響についての事実が知られるようになったときの、民衆の力強い反応を説明することを手助けする。

ニュージーランド人は、環境や社会、平和についてのいくつかの重要な運動における以前の成功から引き出された、問題解決にあたって、楽天的で、そして、「臨機応変」に対応する傾向がある。市民と政府の双方が、表面上は克服できないような見込みを引き受け、それらを達成するためにやり通すという、ある種の「ダヴィデとゴリアテ」の思考方法が存在する。数年にわたって、平和運動は、西側の核保有国およびその同盟国の市民と緊密な関係を築いてきた。それらの市民の支持は、A/NZ に対するそれらの政府からの圧力に対抗することを手助けしてきた。

最後に述べるが、決して軽んじられないこととして、A/NZ は、比較的裕福で、発達した国であるため、同等の人口規模をもつ他の多くの諸国家よりも、経済的な圧力を受けにくいのである。

法を援用できることは、A/NZ の心理に力強い影響を与え、反核運動および政府による将来の展望を切り開いた。1973 年のフランスの核実験に対する世界法廷の事件は、国際司法裁判所を促進する A/NZ の長きにわたる伝統を実行に移すものであり、それは、メディアの注目を引きつけ、国際司法裁判所について民衆を教育することを手助けした。1984 年から 1990 年の労働党政権は、軍縮および軍備管理に関する市民顧問委員会、および国連への政府代表団に市民組織を参加させることを通じて、政策決定権者への前例のない接近を促進した。アイデアが、政府と市民の双方から湧き上がり、相互の尊敬、信頼、信用を築く

ことを手助けした。

世界法廷の諸事件において、国際司法裁判所の勧告手続および訴訟手続の双方を利用するという、ニュージーランドの早くからの主張は実現された。オーストラリアや小さな太平洋の島々における大気中および地下核実験を継続する西側同盟国の傲慢さは、その地域の住民を疎外した。政治家たちは、憤慨した世論に反応し、包括的核実験禁止条約、地域的な非核地帯、および非核国家政策を創出することの手助けをした。これらの成功により勇気づけられた平和運動は、世界法廷プロジェクトに対する国際的な支援を集めた。そして、そのプロジェクトは、30年以上の間、国連内部における最も根本的な軍縮行動として認識された。平和運動は、次のような規定により示された国連憲章の希望を実現した。すなわち、「われら人民」は、「戦争の惨害」、この場合は核兵器の惨害「から将来の世代を救う」ことの手助けを、自らの国連代表とともに取り組むことができるのである。

参考文献

- Burroughs, John. *The (Il)legality of Threat or Use of Nuclear Weapons*, Lit Verlag, Munster, 1997.
- Clark, Roger S. and Madeleine Sann. *The Case Against the Bomb: Marshall Islands, Samoa, and Solomon Islands before the International Court of Justice in Advisory Proceedings on the Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons*, Rutgers University School of Law, New Jersey, 1996.
- Clements, Kevin. *Back from the Brink: The Creation of a Nuclear-Free New Zealand*, Allen & Unwin/ Port Nicholson Press, Wellington, 1988.
- Dewes, Kate. 'The World Court Project: The Evolution and Impact of an Effective Citizens' Movement', PhD Thesis, Christchurch, 1998.
- Evans, Harold. 'Case for the World Court being an Open Letter to the Prime Ministers of New Zealand and Australia', Christchurch, March 1987.
- Ginger, Ann Fagan (ed). *Nuclear Weapons Are Illegal: The historic opinion of the World Court and how it will be enforced*, The Apex Press, New York, 1998.
- Graham, Kennedy. *National Security Concepts of States: New Zealand*, Taylor and Francis, New York, 1989.
- Green, Robert. *Fast Track to Zero Nuclear Weapons*, The Middle Powers Initiative, Massachusetts, 1998.
- Green, Robert (ed). *Implications of the Advisory Opinion by the International Court of Justice on the Legal Status of Nuclear Weapons*, Pottle Press, London, 1996.
- Grief, Nicholas. *The World Court Project on Nuclear Weapons and International Law*, Aletheia Press, Massachusetts, 1992.
- Landais-Sramp, Paul and Paul Rogers. *Rocking the Boat: New Zealand, the United States and the Nuclear-free Zone Controversy in the 1980s*, Berg, Oxford, 1989.

Lange, David. *Nuclear Free —The New Zealand Way*, Penguin, Auckland, 1990.

Locke, Elsie. *Peace People: A History of Peace Activities in New Zealand*, Hazard Press, Christchurch, 1992.

Mothersson, Keith. *From Hiroshima to The Hague: A Guide to the World Court Project*, International Peace Bureau, Geneva, 1992.

Nanda, Ved P. and David Krieger. *Nuclear Weapons and the World Court*, Transnational Publishers, Ardsley, New York, 1998.

Newnham, Tom. *Peace Squadron*, Graphic Publications, Auckland, 1986.

New Zealand Ministry of Foreign Affairs. *French Nuclear Testing in the Pacific: International Court of Justice Nuclear Tests Case, New Zealand v France*, Wellington, 1973.

New Zealand Ministry of Foreign Affairs. *New Zealand at the International Court of Justice: French Nuclear Testing in the Pacific: Nuclear Tests Case, New Zealand v France (1995)*, Wellington, 1996.

Szabo, Michael. *Making Waves: The Greenpeace New Zealand Story*, Reed, Auckland, 1991.

略称

A/NZ	アオテアロア／ニュージーランド
ANZUS	豪・ニュージーランド・米軍事同盟
CND	核軍縮運動
CTBT	包括的核実験禁止条約
IALANA	国際反核法律家協会
ICJ	国際司法裁判所
IPB	国際平和ビューロー
IPPNW	国際反核医師の会
ISC	世界法廷プロジェクト国際運営委員会
LCNP	核政策法律家委員会
NAM	非同盟運動

NATO	北大西洋条約機構
NGO	非政府組織
NPT	核不拡散条約
NWC	核兵器禁止条約
PGA	地球規模問題に取り組む国際議員連盟
SHNFZ	南半球非核地帯
SPNFZ	南太平洋非核地帯
UNGA	国連総会
WCP	世界法廷プロジェクト
WHA	世界保健総会
WHO	世界保健機関

著者

ケイト・デュースは、19年間、クライストチャーチにある彼女の家を拠点に、平和財団南島地域事務所を組織してきた。彼女は、1986年から1997年まで、カンタベリー大学において、平和学の非常勤講師をしていた。1988年から1990年の間、彼女は、軍縮および軍備管理に関する市民顧問委員会に勤めた。1992年から1996年まで、彼女は、国際平和ビューロー（IPB）の執行委員であり、1997年には副会長になった。世界法廷プロジェクト（WCP）の先駆者である彼女は、1992年から1996年まで、WCP運営委員会の一員であった。最近、彼女は、WCPの歴史を記録した論文に対して、博士号を授与された。

ロバート・グリーンは、1962年から1982年まで、英国海軍に従事していた。英国海軍航空隊の監視員（航空士）として、彼は、バカニア空母に積載された核攻撃航空機を操縦し（1968 - 72）、その後は、核爆雷を備えた対潜水艦用ヘリコプターを操縦していた（1972 - 77）。海軍中佐に昇格し、彼は、1978年から1980年まで、海軍将校長官補佐（政策担当）の人事担当官として、防衛省で時を費やした。そして、彼は、弾道ミサイルを積んだ潜水艦部隊ポラリスの人員配置に、密接に関わった。最後の役職において、彼は、ノースウッドの本部において、海軍司令長官の情報将校を務めて、一日中、ポラリスへの情報支援の責任を負い、さらに、海軍の他の任務の責任も負っていた。1981年の防衛再編において、自発的な退職を申し入れ、彼は、フォークランド戦争の後に職を辞した。彼は、イギリスのWCPの会長であり、WCP運営委員会の一員である。

軍縮安全保障センター

1998年に設立された軍縮安全保障センターは、筆者たちの家を拠点に、彼らにより組織された、A/NZ平和財団の専門チームであり、そのチームのおおまかな目的は、A/NZおよび世界における軍縮安全保障問題についての代替的な構想のためのアイデアの集中機関を設立することである。現在、彼らは、1996年の核兵器についての世界法廷の勧告的意見、およびその意義の普及活動を促進することに集中している。中堅国家構想の国際運営委員会のメンバーとして、彼らは、核軍縮を促進する中堅国政府の連合と協調している、指導的な国際市民組織の新たなネットワークとともに取り組んでいる。